

平成 14 年 第 3 回

高森町議会 9 月定例会会議録

平成 14 年 9 月 19 日 開会

平成 14 年 9 月 27 日 閉会



高 森 町 議 会

9 月 1 9 日 (木)

(第 1 日)

平成14年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成14年9月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

12番 甲斐 裁君

13番 後藤 英範君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（9日間）

自 平成14年9月19日

至 平成14年9月27日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月19日（木）	本会議	提案・説明
9月20日（金）	本会議	質疑・付託
9月21日（土）	休 会	
9月22日（日）	〃	
9月23日（月）	〃	
9月24日（火）	〃	常任委員会
9月25日（水）	〃	〃
9月26日（木）	本会議	一般質問
9月27日（金）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 同意第 2号 高森町教育委員会委員の任命について

日程第 4 議案第50号 高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第51号 高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第52号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

- 日程第 7 議案第 53 号 平成 14 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 54 号 平成 14 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 55 号 平成 14 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 56 号 平成 14 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 57 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 12 認定第 1 号 平成 13 年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	野 中 謙 三 君	3 番	後 藤 和 昭 君
4 番	甲 斐 正 一 君	5 番	藤 本 正 一 君
6 番	相 馬 俊 行 君	7 番	三 森 義 高 君
8 番	佐 楯 見 誓 香 君	9 番	古 澤 豊 喜 君
10 番	佐 伯 金 也 君	11 番	杉 永 竹 範 君
12 番	甲 斐 裁 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

2 番 甲 斐 廣 國 君

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 兼 草 部 出 張 所 長	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教 委 事 務 局 長	山 村 将 護 君

監査事務局長 阿南哲也君 農業委員会事務局長 村嶋兵志郎君
財政係長 河崎みゆき君 代表監査委員 吉良嘉人君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 色見隆夫君 議会事務局係長 佐藤幸一君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

会議に先立ち、町長さんのごあいさつをお願いいたします。

○町長（今村博信君） おはようございます。

平成14年第3回高森町議会定例議会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、また、代表監査委員 吉良嘉人氏におかれましても、本当にお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

17日、朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮で総理は、金総書記と会談されましたが、拉致された人々の安否情報を求めておられましたご両親、あるいはご家族の苦悩は報われなく、8名の死亡の確認、誠に残念至極であります。金総書記、率直に謝罪あろうとも、あまりにも悲壮な出来事でありました。

さて、毎日報道されております町村合併につきましては、8月9日の合併特別委員会でご協議申し上げましたように、5カ町村の枠組みが壊れました。今後の本庁の方向性について、左右する重要な課題であり、今後とも皆様と十分協議し、その対応を図る所存でございます。

また、国民健康保険の賠償金の件につきまして、ご承知のとおり、現在、本人も仮釈放されており、早急に解決できますよう打ち合わせを行っておるところでございます。

高森温泉館並びに朋遊館の運営につきましては、年々温泉施設の増加に伴い、厳しい状況である中で、すでにご承知のとおり、宮崎県でレジオネラ菌による集団感染が発生し、鹿児島・熊本県内にも発生の報道がなされましたが、高森温泉館並びに朋遊館におきましては、日常の清掃施設の衛生管理を万全を来しており、かつ、自主検査において、そのようなことは絶対ないということで報道したわけでございます。また、今後も入館者の方々に安心して、入館していただくようさらなる安全を、また管理体制をしていただくよう指導しておるところでございます。

また、各種事業につきましても、上半期順調に推移しており、今後とも各位のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今回、提案いたしております同意1件、議案8件、認定1件となっております。どうか、慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。あ
いさつといたします。

よろしく願い申し上げます。

-----○-----

- 議長（児玉國廣君） どうもありがとうございました。
ただいまから、平成14年第3回高森町議会定例会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（児玉國廣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番 甲斐 裁君、
13番 後藤英範君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（児玉國廣君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長
の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐正一君。
○議会運営委員長（甲斐正一君） おはようございます。4番 甲斐正一です。
議会運営委員会に付託してありました平成14年第3回高森町議会定例会の会期
につきまして、本日9月19日より27日までの9日間と決定しております。以
上、報告いたします。
○議長（児玉國廣君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これ
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日9月19日から9
月27日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第2号 高森町教育委員会委員の任命について

- 議長（児玉國廣君） 日程第3 同意第2号、高森町教育委員会委員の任命について
を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

- 町長（今村博信君） 同意第2号、教育委員会委員の任命について、提案説明を申し
上げます。

現在の教育委員の平田ルリ子氏は、1期4年間にわたり、高森町教育委員とし
て、ご尽力をいただいておりますが、その任期が平成14年9月30日をもって満

了するため、任命同意を求めるものであります。

同氏は、ご承知のとおり、保育園の園長であり、教育にも精通されており、高森町教育委員として適任者でありますので、議会の同意を求めるものであります。

どうか、ご審議の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 7番 三森でございます。

ただいま、提案されました高森町の教育委員会委員の任命について、私の方から一言お願いを申し上げたいと思います。

平田ルリ子氏におかれましては、1期4年間、教育委員として大変ご活躍をいただいているところでございます。また、教育行政におきましても、学校統合、平坦地ではございますけれども、3校統合も来年4月から始まりますし、また、週5日制、あるいは総合教育と、学校を取り巻く状況も大変難しい状況になりつつあります。

そういう中で、1期4年間を務められました平田ルリ子氏におかれましては、大変教育行政においても、がんばっておられるところでございます。ましてや、保育園の園長もしておられますし、また、町の文化協会、あるいはあらゆる職の委嘱を受けて、活躍されておる人でございますし、人格識見ともに優れておられます平田ルリ子氏を再度、委員として私からも同意をする一人でございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

終わります。

○議長（児玉國廣君） 他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで、討論を終わります。

高森町教育委員会委員の任命について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号、高森町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本日、提案されております議案第50号から議案第57号まで、及び認定第1号については、本日、提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第57号まで、及び認定第1号については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第50号 高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第4 議案第50号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） おはようございます。

それでは、議案第50号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が成立したため、改正条文のとおり、改正するものです。

詳細につきましては、比較対照表のとおりですが、主な改正についてご説明いたします。

国民健康保険税の所得割額の算定に当たり、次の3点を改正するものです。第1に、給与所得特別控除、及び公的年金等特別控除を廃止いたします。第2に、青色専従者給与、または事業専従者控除、控除の金額を適用することといたします。第3に、長期譲渡所得等特別控除、控除後の金額を適用することといたします。

なお、適用につきましては、平成15年度分の保険税から適用するものです。

以上、ご説明いたしましたが、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第5 議案第51号 高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第5 議案第51号、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○**税務課長（岩下光廣君）** 議案第51号、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、先の国会で医療保険確保の改革法が成立したために改正するものです。

まず、第1条ですが、平成14年10月から一部負担金を3歳未満の乳幼児2割、それから、老人医療が10月から75歳に引き上げられるために、70歳以上の者1割、70歳以上の一定以上の所得者を2割とするものです。

また、第2条につきましては、平成15年4月から3歳以上70歳未満の退職被保険者の一部負担金を3割とするものです。

以上、ご説明いたしました。慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第6 議案第52号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

○**議長（児玉國廣君）** 日程第6 議案第52号、平成14年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○**町長（今村博信君）** 議案第52号で提案しております平成14年度高森町一般会計補正予算について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、平成15年4月の小学校統合に向けた準備経費と南阿蘇霊照苑の移転新築のための町村負担金の追加分について補正を行いました。

また、上半期事業実施に伴い、不要となった経費及び各種事業の下半期事業費の減少が見込まれるなどを中心に組み替え等の措置を行い、総額で1億821万3,000円を計上いたしております。

これを現計予算と合算いたしますと、52億747万3,000円となります。

7ページ、お願い申し上げます。

第2表、地方債の補正は、災害復旧事業及び過疎対策事業実施に伴う限度額の補正であります。

以下、歳入の主なものについて説明申し上げます。

11ページ、地方特例交付金は、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補填するために交付されるもので、今回、交付額が確定いたしましたので、計上いたしました。

次に、民生費負担金及び民生費使用料は、他町村からの保育園児入所の増によ

り、それぞれ増額補正をいたしました。

また、12ページの民生費国庫負担金、県負担金についても、当初見込みよりも保育園児入所が増えたため増額したものであります。

14ページ、財産収入の出資金売払収入は、財団法人熊本県勤労者信用基金協会の解散に伴い、これまでに本町が出資した出捐金を売り払い、収入として受け入れるものであります。

繰越金は、平成13年度実質収支による繰越分を計上いたしました。

次に、歳出予算の主なものについて説明を申し上げます。

16ページ、総務費の地域づくり対策事業費では、地域文化振興施設準備事業費を計上しております。これは、空洞化が進む中心市街地の活性化を図ろうと、ワーキングメンバーを中心として、平成13年7月から基本計画づくりを進めてきたところでございますが、今回、活性化の拠点となる施設を産交跡地、並びに旧高森保育園跡地に整備するもので、基本設計委託料を計上いたしております。

なお、この計画を進めていくための自主組織まちづくり団体「風と森の会」も8月1日に設立され、自分達の町は自分達でつくるを合い言葉に本格的な市街地活性化計画がスタートしており、このことと相まって、皆様方とも十分協議し、事業推進を図ることとしております。

また、18ページの老人福祉費では、福祉バス運行委託料を補正いたしております。これは、現在、高森東中学校で運行しておりますスクールバスの空き時間を利用し、高齢者の一人暮らしや二人世帯の生活支援のために、福祉バスとして運行するものであり、住民の強い要望に応えるため、交通対策特別委員会でも十分協議をなされ、現在、週1回運行を2回運行とするための補正であります。

次に、20ページ、保健衛生費では、先ほども申し上げましたが、近々着工いたします南阿蘇霊照苑設置施設建設費の町村負担金の追加分を計上いたしました。

23ページの林業振興費では、町管理部分については、本年度で終了いたします林道鍋ノ平線の舗装工事費を減額補正をいたしました。

24ページ、土木費では、市街地活性化事業に伴います町道下町～湧水館線の測量設計委託料を計上しております。

また、住宅建設費につきましては、入札いたしました下町A団地・駅前団地建設費に伴う入札残を減額いたしました。

次に、26ページ、教育費の小学校費につきましては、来年度の統合に伴います経費を計上いたしました。

28ページの中学校費では、高森東中学校トイレ改修工事の入札残を減額いたしました。

29ページ、災害復旧費では、本年5月の豪雨により被害を受けた公共土木施設の災害復旧を図ることとしております。今回、対象となるものは、道路2件であり、早急にその復旧に着手し、安全確保に努めてまいることといたしております。

以上、今回、提案しております主な補正予算について、その概要をご説明申し上げましたが、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案説明といたします。よろしくお願ひします。

-----○-----

日程第7 議案第53号 平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第7 議案第53号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） 議案第53号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,960万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,603万9,000円とするものです。

詳細につきましては、補正予算に関する説明書のとおりですが、歳入の補正としまして、平成13年度の決算の確定に基づき、繰越金を計上いたしております。

また、歳出の補正としましては、決算確定に基づく老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、それから、前年度の退職医療費の確定に基づく退職被保険者等償還金を計上いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第8 議案第54号 平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第8 議案第54号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） おはようございます。

議案第54号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算第1号について、

ご説明申し上げます。

今回、補正いたしました内容は、主に、平成13年度介護保険事業繰越金の増額補正を行うもので、歳入歳出それぞれ1,098万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,274万8,000円とするものであります。

この繰越金の要因といたしましては、平成12年度中に、収入すべき介護給付費の国・県及び支払基金等からの負担金の追加交付を平成13年度に受けたことと合わせ、県に設置されております財政安定化基金からの借入金等によるものであります。

歳出につきましては、繰越のほとんどを急増する保険給付費に充てるとともに、平成15年度からの第2期介護保険事業の一次認定調査票の回収に伴う委託料や広域への負担金、さらに、平成13年度国・県及び支払基金への償還金を計上いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第9 議案第55号 平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第9 議案第55号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） おはようございます。

議案第55号、高森町簡易水道事業特別会計補正予算第2号につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ85万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を1億5,785万円とするものです。

また、水道検針をハンディターミナル機器6個を平成15年度以降19年度までの期間で、限度額188万円とする債務負担行為の設定であります。

歳入歳出予算の補正につきましては、8ページから説明を申し上げます。

歳入は、繰越金85万3,000円を補正いたしました。

歳出は、県道津留～柳線改良工事に伴いまして、河田白橋の架け替えが計画されておりますので、新たに架け替えられます橋に、水道本管を添加する設計委託料といたしまして130万円を補正いたしました。

償還金及び割引料は3,000円を補正いたしました。

また、予備費は45万円を減額補正いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第10 議案第56号 平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算
について**

○議長（児玉國廣君） 日程第10 議案第56号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） 議案第56号、高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきまして、補正内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、繰越金の補正額370万6,000円を歳入計上し、同額を予備費に計上いたしました。

以上、簡単ですが、補正の内容につきまして、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第11 議案第57号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（児玉國廣君） 日程第11 議案第57号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） おはようございます。

議案第57号でご提案申し上げました辺地に係る公共的施設の整備計画についてご説明いたします。

今回の整備計画は、祭場～登母祖線橋梁工事に伴います本年度1年の事業計画であります。事業内容は、車道幅員5.5メートル、歩道幅員3メートル、橋梁延長14メートルを整備するものですが、併せて、県道津留～柳線の改良も実施されることとなっております。

今回は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律に基づき、ご提案申し上げているところであります。

この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入が可能となりますととも

に、元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなり、町財政にとりましても、有利なものとなります。

なお、法の規定に基づきまして、熊本県との協議も終了し、平成14年8月16日付けで計画に関し、異議ない旨の回答を得ておりますが、当計画を総務大臣に提出する場合、法第3条の規定によりまして、議会の議決を得ることが規定されております。

以上、提案理由等につきましてご説明を申し上げましたけども、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第12 認定第1号 平成13年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（児玉國廣君） 日程第12 認定第1号、平成13年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 吉良嘉人君。

○代表監査委員（吉良嘉人君） おはようございます。

それでは、平成13年度の高森町一般会計・特別会計決算審査意見書を報告申し上げます。

1 ページをお開けください。

平成13年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査意見書、1、審査の対象、平成13年度高森町一般会計歳入歳出決算、平成13年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成13年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成13年度高森町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成13年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算、平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算、平成13年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算、それに、付属書類といたしまして、平成13年度高森町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。審査の期間は9月2日から5日間行っております。

2 ページをお開けください。

審査の手続き、この決算審査に当たっては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出された平成13年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸

帳簿、その他証書類との照合と、通常、実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めましたその他の審査の手続きを実施しました。

第2、審査の結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、偽りのないものと認められました。

財産の管理状況及び基金運用状況については別で述べさせていただきます。

決算規模を表に表しております。2ページから3ページに渡っております。

続きまして、3ページの一般会計歳入決算額54億8,205万3,000円、歳出決算額は53億5,157万5,000円で、予算現額に対し、収入率97.6%、執行率95.3%であります。これを前年度と比較すると、歳入決算額において5億9,076万8,000円、歳出決算額において5億7,307万6,000円それぞれ増加をしております。歳入においては、国庫支出金・繰入金・町債が増加、地方交付税・県支出金・繰越金等が減少しております。歳出においては、商工費・教育費・公債費等が増加し、総務費・民生費・衛生費・農林振興費・土木費等が減少しております。

国民健康保険特別会計歳入決算額は9億1,286万4,000円、歳出決算額7億8,696万円で、予算現額に対し収入率99.2%、執行率85.6%であり、前年度との比較は、歳入決算額は2,481万3,000円の増加、歳出決算額は441万5,000円減少しております。収入率は1.8%減少、執行率も4.4%減少しております。歳入に、国民健康保険税の収入済額3,027万5,000円と諸収入の収入未済額9,336万6,000円がありますが、未入の回収に特段の努力をお願いするものであります。

4ページのウ、簡易水道事業特別会計歳入決算額3億6,105万8,000円、歳出決算額3億3,710万5,000円で、予算現額に対し、収入率97.9%、執行率91.4%であります。前年度との比較は、歳入決算額で1億9,429万円、歳出決算額では1億8,768万5,000円それぞれを増加をしております。これは、事業費が前年度から繰越明許されたことによるものであります。

老人保健特別会計、歳入決算額10億6,926万6,000円、歳出決算額10億6,897万6,000円で、収入率100%、執行率100%を示しております。前年度との比較は、歳入額で1,712万4,000円、歳出額で1,417万4,000円それぞれ減少しております。歳入額の減少の主なものは、支払基金交

付金・国庫支出金であります。歳出額の減少は諸支出金であります。

農業用水供給事業特別会計歳入決算額2,206万9,000円、歳出決算額1,686万3,000円であります。予算現額に対し、収入率は101.2%、執行率は77.3%となっております。前年度との対比は歳入額で3,922万2,000円、歳出額で3,980万9,000円それぞれ減少しております。収入率は前年度より1.2ポイント高く、執行率は15.2ポイント下回っております。歳入額減少の理由は、財産運用収入であります。

鉄道経営対策事業基金特別会計、歳入決算額1,887万6,000円、歳出決算額57万6,000円で、収入率は100%、執行率は3.1%であります。前年度との比較では、歳入額で830万3,000円の増加、歳出額で999万7,000円減少しております。収入率は同率ですが、執行率では96.9ポイント大幅に減少しております。これは、事業費が翌年度に繰越明許されたことによるものであります。

介護保険特別会計、歳入決算額5億2,889万5,000円、歳出決算額5億1,813万8,000円で、収入率は100.1%、執行率は98%であります。前年度対比は、歳入額歳出額それぞれ大幅に増加しております。これは、本会計が本格的に稼働されたことによるものであります。

5ページの決算収支の状況を過去3年間の推移、表に表しております。5ページ、6ページまで渡っております。後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、7ページ。

一般会計の決算収支は、歳入歳出差引残額1億3,047万8,000円であるが、この額から繰越明許費など、事業繰越に係る財源を翌年度へ繰越す必要があり、その財源額を控除した額が実質的な収支額となり、その額は1億2,255万1,000円となっている。この額には、前年度の実質収支額1億421万1,000円が加算されており、この額を実質収支額からさらに控除した額1,834万円が単年度収支額であります。

また、歳入歳出決算額には、積立金支出・地方債繰上償還などの財政上のプラス要素と積立金取り崩しのマイナス要素があり、これらの金額をさらに加算、控除し、整理した金額が実質的なその年度収支額となり、1億8,214万3,000円の黒字となっております。ほかの会計も同様の見方によって、国民健康保険特別会計では2,952万6,000円の黒字、簡易水道事業特別会計においては1,238万4,000円の黒字、老人保健特別会計では295万円の黒字、農業用水供給

事業特別会計で245万9,000円の黒字、鉄道経営対策事業基金特別会計で1,772万4,000円の赤字、介護保険特別会計で499万1,000円の黒字となっております。それぞれの会計の財政動向を考査するに当たっては、実質収支のみでなく、実質単年度収支額にも留意すべきである。

予算の執行状況、ア、一般会計収入済額54億8,205万3,000円、予算現額56億1,739万5,000円に対し、1億3,534万2,000円の減で、予算現額に対する収入率は97.6%、また、調定額55億2,453万6,000円に対する収入率は99.2%となっている。収入未済額は4,248万2,000円で、対調定比0.8%、不納欠損額は0円である。これを前年度と比べると、収入済額は5億9,076万8,000円の増、不納欠損額62万4,000円の減、収入未済額は18万1,000円の減となっております。

町税の決算状況を見ると、収入済額は予算現額を712万5,000円上回っております。収入済額の構成比は、町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・入湯税であり、収入済額を前年度と比較しますと1,110万3,000円増加をしております。町民税は前年度に比べ257万5,000円、1.3%増加しており、現年度課税分の徴収率は0.7%減少し、滞納繰越分も1.8%減少しております。固定資産税は、前年度に比べ811万6,000円増加しております。徴収率は現年課税分は0.3%、滞納繰越分は4.9%それぞれ増加をしております。軽自動車税は、前年度に比べ12万9,000円の増加、徴収率は現年課税分0.7%、滞納繰越分14.4%それぞれ減少しております。滞納の状況を見ますと、町民税は前年度より滞納額が24万円増え、滞納者も48名増えております。固定資産税は前年度より滞納額は10万4,000円増加し、滞納者数も19名増加しております。軽自動車税は滞納額が9万1,000円、滞納者が10名増えております。

次に、負担金と使用料の決算状況を見てみますと、児童福祉費負担金については、前年度より29万5,000円、滞納繰越額が減っております。収納率は滞納繰越分が前年度より2.4%高くなっており、児童福祉費施設使用料滞納分は、前年度より額で3万3,000円の減少で、滞納者は2名となっております。住宅使用料は滞納額はなく、完納されております。

8ページ、次に、貸付金元利収入で、住宅新築資金等貸付分については、調定額に対し収入済額が9.6%あり、今後とも収入未済額の発生防止と滞納解消に一層の改善と努力をお願いするものであります。

歳出では、支出済額53億5,157万5,000円で、予算現額56億1,73

9万5,000円に対し、執行率95.3%となっております。これを前年度と比べると、支出済額は5億7,307万6,000円、不用額は2,513万6,000円それぞれ増加をしております。不用額については、執行残や経費節減に伴うものであり、実質収支比率から見て、適正な執行残と思われます。しかし、各節における100万円以上の不用額が15件となっており、今後、適正な予算の見積もり、及び計画的かつ効率的な予算の執行に努められるようお願いするものであります。

9ページが町税の収納状況をやはり過去3年分の推移を表しております。9ページ、10ページまでとなっております。

11ページのイ、国民健康保険特別会計から12ページ、ク、介護保険特別会計までも書いておりますので、後ほど、ごゆっくりお読みいただきたいと思っております。

13ページが財政の構造を表で表しております。

14ページが歳出の構造をやはり表で15ページまでわたって表しております。

15ページ、5、財政構造の弾力性、健全な財政運営要件は、収支の均衡を保ちながら、経済の変動や町民要望に対し得る弾力性を持つものでなければならない。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する指標としては、財政力指数、経常収支比率、経常一般財源比率、公債費比率等の指数が用いられる。本町の各財政比率の推移は、次表8のとおりであります。16ページに財政比率の推移を表で表しております。

ア、財政力指数、財政力を判断する指数で、この指数が1を超える場合には、普通交付税の不交付団体となり、それだけ財源に余裕があるとされております。13年度は前年度より0.03ポイント上昇し、財政力が強くなっていることが伺えます。

イ、経営収支比率、財政構造の弾力性の指数として用いられ、通常町村規模では75%程度に収まるのが妥当とされております。13年度は81.8%で、前年度より3.7ポイント上昇し、硬直化の傾向にあります。今後とも経常的経費の抑制を図るとともに、経常一般財源の確保に努める必要があります。

17ページ、ウ、経常一般財源比率、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額に対する町税等経常的に収入される一般財源の割合で、この比率が100を超える度合いが高いほど、経常一般財源に余裕があると考えられ、13年度は100.7%で、前年度より0.1ポイント減少しております。

公債費比率、地方債の借入に伴う後年度の財政負担を計数的に示すもので、この比率が町村規模では12%を超えないことが望ましいとされております。13年度は

12.9%で、昨年度より0.2ポイント上回っております。

公債費負担比率、この比率は一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示す指数で、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされております。13年度は20.8%で、前年度1.2ポイント上回っておりますが、これは、公債費の繰上償還をしたためであります。

起債制限比率、公債費比率の算定式の分母と分子から事業費補正により、基準財政需要額に算入された公債費を控除した算式より得られた比率の過去3年間の平均値20%を超えると一部の地方債を許可しないものとされております。本町は7.3%であり、問題ないと判断できます。

以上、財政構造力の弾力性はともに乏しく、今後の財政運営にはさらに格段の配慮が必要であると思われま。

18ページが起債の状況を表しております。

19ページ、資金運用状況、20ページ、21ページまで月別に書いております。

22ページのア、第1四半期から第4四半期、この出納閉鎖期までを記入しております。

以上の運用の結果、出納閉鎖時には一般会計で1億3,047万9,000円、特別会計で1億8,441万2,000円、全会計で3億1,489万1,000円の歳計剰余金を計上するとともに、一時借入金もなく、資金運用は良好であります。

8、財産の管理状況、有価証券出資による権利及び債権の管理は良好であります。土地・建物・山林等の公有財産台帳においても、概ねよく整備されております。なお、公共用地の登記事務については、随時適正に整備されておりますが、今後とも一層努力されたい。また、遊休化している土地については、一部売却処分等の促進が図られておりますが、さらに、土地利用計画との整合性も図り、効率的な財産の管理運営に努められたい。

イ、物品管理については、主管課である総務課に物品台帳の正本を備え、各課で使用保管すべき備品台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされており、その整備がとられております。備品は町の財産、言い換えれば、町民の財産であり、使用及び保管については、慎重に対応されるよう要望するもであります。なお、各学校の備品管理については、教育委員会と密に連帯し、台帳整備、シールの貼付等、十全を期せられたいものであります。

車両については、運転日誌等の整備もよく整備されており、今後とも車両の点検

を充実し、安全確保に図られたい。

エ、町有林の造成については、年次計画で整備されておりますが、今後とも健全な林分に導き、蓄積を高められるよう一層の努力をお願いいたします。

教職員住宅については、閉鎖状態や使用されていないものが見られ、また、老朽化等により、使用が困難なものも見られます。教職員住宅のあり方について、検討を加えられたいと思います。

23ページの結びであります。現下の地方財政を見ますと、歳入面では、恒久的な減税の実施に加え、不況の経済情勢等の影響から、地方税や地方交付税の伸びが見込めず、歳出面では、公債費等の増加で厳しい状況になっております。

こうした中、本町においては、行財政のスリム化、効率化、重点化に積極的に対応し、限られた財源を重点的、効率的に配分するとともに、これまで以上、さらに徹底した削減を図り、併せて、遊休町有地資産の売却促進、町税の収納率向上等の収入確保に最大限の努力をされたことは認められるところであります。

以上、主な内容について、正鵠に欠くきらいもありますが、所見を付します。

まず、歳入面については、税を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、納税者が不公平感を抱くことのないよう、地方税法を厳格に適用するなど、収入未済の確保に努められたい。また、山林が疲弊している中で、国土の保全、水資源の涵養といった観点から、水源涵養税（仮称）などにも新たな課題として検討をいただきたいと思っております。

一方、歳出については、町民ニーズの変化を踏まえ、限られた財源の効率的な活用を図り、既存の組織機構や事務事業全般について、積極的に見直し、施策の弾力的な展開に努め、歳出規模と一般財源の乖離をできる限り縮小することが重要と考えますので、一層の努力をお願いするものであります。

次に、平成13年4月1日から指定金融機関が設置され、公金の収納支出について、その運用が図られたおりますが、地方自治法施行令第168条の4の規定に基づき、指定金融機関の検査を収入役が行い、その旨、報告がなされており、適正に処理されていることを確認いたしました。

加えて、財務会計も平成13年9月1日から導入され、その運用が円滑になされているところであり、休日を除く毎日指定金融機関との相互チェックで突合されていることを認めました。

さらに、今後とも町民や地域の視点から、事業の成果を図る手法を設定し、これを基礎とし、自主的な評価を行う政策評価システムの導入なども検討を願い、併せ

て、バランスシートの公表についても配慮を願いたいものであります。

続きまして、平成13年度の基金の運用状況の審査意見書を申し上げます。

1、審査について、地方自治法第241条第1項後段の定額の資金を運用するための基金が設けられておりますが、法令並びに条例に基づいて適正に効率的運用がなされているか、計数に誤りはないか、また、基金の目的に沿った運用がなされているか、審査した結果は、次のとおりであります。

審査の結果及び意見、定額の資金を運用するための基金は3基金設けられている。審査の結果、3基金とも適正に運用され、計数及び関係書類と審査の結果、適正と認められました。今後とも基金の目的に沿ってさらに効率的運用に努められたいものであります。1、用品調達基金、この基金は300万円で、用品の集中公売を行い、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効果的に行うため、昭和57年に設置されたもので、その目的に従い、適切な運用がされていることを認めました。

なお、この基金は、平成14年3月31日をもって廃止されたものであります。

経理の状況は次のとおりであります。平成14年3月31日現在の現金残高は302万3,430円であり、平成14年4月1日、全額一般会計に繰り入れされており、経理において正確であることを認められました。

2、国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金、この基金は、被保険者が高額な医療費を支払う場合に、被保険者の負担を軽減するため、高額療養費支給まで一時立替する基金で、額は500万円であります。貸付総額は98万500円、年度内に返還された額が98万500円で、未返還額0円となっております。なお、運用益金1,335円は、国民健康保険特別会計へ繰り入れされております。

3、国民年金印紙購入基金、この基金は、国民年金印紙の購入及び売り捌きを円滑かつ効率的に行うため、150万円の基金を設けておるが、運用資金として不足するため、社会保険事務所から延納特約1,610万円分の印紙購入をなし、被保険者の保険料納付に効率的な運用がなされております。延納特約借入を含めて、印紙購入は前年度繰越70万800円、本年度購入1億5,791万7,540円、計で1億5,861万8,340円、印紙売り捌き1億5,861万8,340円、基金残高150万円で、効率的な運用がなされております。印紙売り捌き手数料138万1,044円、運用益金1,087円は、一般会計に繰り入れられております。

以上、高森町一般会計・特別会計の決算審査意見書を報告させていただきました。

○議長（児玉國廣君） 吉良代表監査委員さん、どうもありがとうございました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前11時00分

9 月 2 0 日 (金)

(第 2 日)

平成14年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成14年9月20日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑並びに付託

日程第2 休会の件

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	野 中 謙 三 君	3 番	後 藤 和 昭 君
4 番	甲 斐 正 一 君	5 番	藤 本 正 一 君
6 番	相 馬 俊 行 君	7 番	三 森 義 高 君
8 番	佐 檀 見 誓 香 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	12 番	甲 斐 裁 君
13 番	後 藤 英 範 君	14 番	児 玉 國 廣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（2名）

2 番	甲 斐 廣 國 君	9 番	古 澤 豊 喜 君
-----	-----------	-----	-----------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 兼 草 部 出 張 所 長	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教 委 事 務 局 長	山 村 将 護 君
監 査 事 務 局 長	阿 南 哲 也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 嶋 兵 志 郎 君

行政係長 甲斐敏文君 財政係長 河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 色見隆夫君 議会事務局係長 佐藤幸一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案に対する質疑並びに付託

○議長（児玉國廣君） 日程第1 議案に対する質疑並びに付託を議題といたします。

-----○-----

議案第50号 高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第50号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第51号 高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第51号、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第52号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第52号、平成14年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今回の補正予算について、2、3点質問をさせていただきたいと思っております。

これは18ページですね、地域改善施設費の中にございます委託料の300万円がマイナス、△になってございますけれども、町道久原～須坂線設計委託料ということでございますけれども、この件について、どういう過程において、この300万円が不要になったのかということをお伺いをいたしたいというふうに思っております。

それから、教育委員会の方から上がっております学校管理費の中、27ページでございますけれども、学校統合助成金ということで、高森小・色見小・上色見小に300万円出ておりますが、この性質について、どういうふうな内容であるのかということ、どういう理由で300万円が出るのかということをお伺いをいたしたいと思っております。

それと、戻りますけれども、20ページ、保健衛生総務費にございますが、南阿蘇霊照苑施設費負担金追加の2,091万4,000円上がっております。これは、今年から霊照苑管理につきましては、阿蘇広域行政事務組合の方で実行いたします。当然、私の方も阿蘇広域行政事務組合の議員でもございますが、その中において、いろいろと中の炉の問題、火葬炉の問題とか、いろいろと運営についてということで、再三会議をいたしてきたわけでございますけれども、先般、炉が決まったような話も伺っておりますが、何となくしっくりこない点がございまして、その点について、詳細に担当の方よりその推移をお伺いをしたいというふうに思っております。

りますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 住民生活課長 後藤秀希君。

○住民生活課長（後藤秀希君） 地域改善施設費の委託料300万円の減について説明申し上げます。

これにつきまして、町道の村山～天神線の久原団地から須坂B団地までの延長130メートルについて、改良を計画しておりますが、地権者と交渉いたしておりましたが、地権者の方、ご病気になられまして、現在、入院中でございます。したがって、現時点では、交渉ができない状態になっておりますので、本年度の予算を減額させていただいております。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 学校管理費負担金補助及び交付金の300万円について説明申し上げます。

統合助成金の件であったかと思いますが、おかげさまをもちまして、昨年から進めておりました学校統合もいよいよ最後の詰めの段階となってまいりました。助成金につきましては、廃校式費用ほかということで、助成金という名目にしております。これは、今後、最後の学校行事等が予定されております。差し当たりまして、今月の22日、最後の運動会も開会されるということになっております。その他、子供のためのいろいろな最後の行事に使いたいというような希望もありまして、いろいろ検討しました結果、こういう金額になったものでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 南阿蘇霊照苑の火葬炉の件についてお答えをいたします。

去る9月12日、白水村の保健センターにおきまして、4カ町村の町村長全員出席されまして、その炉の問題と維持管理ということで、維持管理の10年分、それから炉の価格ということで、合わせた金額の安いところということで決定をすることで行われております。

その結果、維持管理費が、宮本工業さんの場合が22万円、プラスです、高い方ですね。それから、炉が宮本さんの方が72万6,000円安かったということで、総合いたしまして50万6,000円宮本工業さんの方が安いということで決定をいたしております。

この件に関しましては、広域の方で詳しい詳細の資料をつくりまして、後日、会議を開きたいということでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 須坂団地のところの町道の改修、改良工事につきましては、地権者の方が現在、交渉できるような健康状態でないということで、延ばされたということであるならば、それは相手さんがいらっしゃることですから、無理にそうはできないというふうに思います。ただ、今後、そういうふうに延ばしていくことが本当に高森町にとっていいことかどうかということは、十分考えていただかないと、町村合併においても、高森町は現在、1つ残っております。ですから、財政的にもそう余裕があるわけではないわけですね。今年はしなくても、来年すればいいじゃないかというような形ではちょっといなくなるんじゃないかな、そのようにも考えておりますので、そのあたりはツボどこを抑えて、速やかにできる時にはやるということを心掛けていただきたいというふうに思っております。

それと、今、教育委員会の方から学校管理費で、学校統合助成金の3校分の300万円が廃校式典ほかということでご説明ございまして、子供のため、最後の行事をいろいろしたいということでの300万円ということてなんですけれども、そうなると、ちょっと問題があるんですね、これはね。今まで、山東部の方で、野尻・河原、それぞれ尾下・草部北部というところが廃校をいたしております。そして、いろいろ廃校式典をされておるんですけれども、式典を確かに記念として一つの節目としてする必要はありますから、私達はその必要性について、何ら拒否するものはありませんし、否定するものはないんですけれども、やはり平等の精神、また、スケールの問題等も考えていけば、この100万円の根拠というものがおかしくなってくるんじゃないかなというふうに考えております。これっきりで最後だということであるのならば、もう少し厳格に私は算出をした根拠というものを教えていただきたいと。子供のため、最後の行事ということでございますから、最後の行事に何と何と何をされるのか、それをすべて出していただいて、それにいくらかかるのかということを経理の方にお伺いをいたしたいと、そのように思います。

それと、南阿蘇霊照苑施設費負担金なんですけど、当初、私ども町村合併、南阿蘇は一緒ということでやってまいりましたから、霊照苑についても当然でございました。8月に、各4カ町村の町村長、広域の議員さん、集まりまして、話し合いを白水でやったわけですが、その時までにはどうにかこうにか話もできたわけなんですけど

れども、しかしながら、今、ここに至っては、何かしらんけれども、今は出し分は、どうしても高森町が人口割、規模割とか、いろんな面積とか、いろいろ考えていけば、高森町が4カ町村の中ではどうしても一番出し方が多いわけです。そうなると、やはり建つのは白水村に建っても、やはり一番お金を出す高森町がある程度納得しないことには、私はこの霊照苑の建設というものはそうは簡単にはいかないんじゃないかなと。白水村のペースでやられては私は困るというふうに考えております。

今、担当課長の方から炉の金額と維持費の金額、総合計をとられましたけれども、8月に会議を行った際には、炉の金額はさることながら、維持費、10年間の維持管理費、それに定期点検年2回、これをやりなさいと、定期点検の代金も含めて、総トータルで安いところ、それも10年分ですけれども、安いところを決定しなさいというように、あの会議では皆さん方、ご承認をいただいたというふうに私は考えておりました。

しかしながら、今、話を聞きますと、何か維持管理費だけで、定期点検の方は抜けているような気がする。一番肝心なのは、定期点検であるというふうに私は感じております。定期点検がないで、維持管理ができるわけがないと、やはり点検をすることによって、その炉をその機械を長持ちをさせるというふうに私は考えておりますから、定期点検が抜けておるということになってくると、大きな問題があるわけでございますので、そのへんについても、決定する段階において、町長さんの方に、白水の村長がどうおっしゃったのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

以上ですので、後藤課長の方はよろしいでございますから、教育委員会の方と町長さんの方でよろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） ご指摘のとおり、私の方も大変この問題点について追求したということでございます。炉については、この二社のうちに宮本さんが安いと、しかしながら、保守点検ということにおいて、片方は出しておると、一方は出していないというようなことで、これはおかしいんじゃないかと、保守点検こそがやっぱり我々がいわゆる8月に行った時の問題点であるということ、私の方も積算書を出してみなさいということ再三申し上げておったけれども、出なかったと、それでゼロという認識ということで、トータルを出したところ、宮本の方が安いというように賛成したということでございますけれども、維持費と消耗品、これが

高いと思うわけでございますけれども、保守点検がゼロだなんてということは、私、強くそこで申し上げておいたわけでございます。トータルでどうしても安いということになれば、トータルが安いということに決定したわけでございます。

維持費、消耗品費について、私も疑問がございますけれども、保守点検がゼロと、これはどう考えても、強くこのゼロという試算について追求したということでございますけれども、とうとう出なかったということで、ゼロは出るはずがございませんので、そういうことで、私も賛成をし、宮本の方に決定したということでございます。

何か、他に疑問点があるならば、広域でひとつ説明をするというようなことでございますので、その点について、ひとつ広域の方でお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） お尋ねの件でございますけれども、ご承知のとおり、各校区でいろいろ事情が違います。金額もしたがってばらつきがございました。学校林の処分の話も出てまいりました。学校林についても、立木調査をいたしました。この件につきましても、またばらつきがございます。したがって、対等合併という前例にしたがいまして、100万円の同一金額で3校分、300万円という金額になったわけでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 今、町長の方の霊照苑の件につきましては、今後、これは、広域の議会の方でも話し合いをしていかなければならないというふうに思っております。なぜならば、やっぱり広域が今管理しておる火葬場というものは、小国郷にあります北部の火葬場、それに一の宮の宮地にある火葬場、2つそれぞれ管理をいたしておるわけでございますが、私の知る限りにおいては、それぞれ同じ業者が炉を入れておるわけなんです。それも宮本工業所ですかね、その業者だったと思うんですけども、それが炉を入れておるんですけども、確か年2回の定期点検はやっていらっしゃいますし、それは確か無料じゃなかったんですね。中部と北部については、無料じゃございませんでした。ですから、じゃあ、南部だけは無料でやっていただけるということになってくると、広域行政の中での中部・北部の運営管理についても問題が生じてくると思います。そのような都合のいい状況が通るのか通らないのかということも私はあると思います。ですから、この南阿蘇霊照苑の私

をお願いをするとすれば、霊照苑のこの負担金につきましては、しばらくの間、広域議会の状況を見ていただきまして、当然、町長も理事として広域議会の方に参加されますから、その審議の内容を十分くんでいただきまして、しばらくの間、これが納得するまでは支払いについては、私は止めておいていただきたいというふうに希望するわけでございます。何しろ、高森町が一番出し分は多いわけでございますので、こういうふうに財政、逼迫している中で、やっぱり霧の中に、また前が見えない中に無理矢理ボールを打ち出すような危険な行為は私は差し控えていただきたい。できれば、やはり霧が、霞がすっかり晴れた中で、ナイスショットをしていただきたいなというふうに思いますので、そのへんは希望をいたしたい。その点については、財政の方か、また、町長さん、総務課長さん、どちらでも結構でございますから、そういうことができるのか、できないのか、止めることができるのかできないのか、また、これについては、委員会でもまた審議でございますから、委員会の方でも考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

それと、教育委員会なんです、それぞれ事情が違うけれども、対等合併だから100万円ずつということでもありますから、そんな簡単な考え方で、対等だから100万円で、じゃあ、保護者が60人、100人、300人、いろいろがいますが、また、その地域の規模が4,000人だろうが、500人だろうが、対等ならば、両方同じ金額ですべてをやっていかれる、そういう考えであるならば、今から先もずっとそういう気持ちで今から先は対等だからということで、地域的な、またボリューム的な差は一切付けないつもりかどうか、教育委員会、再度、ご確認をいたしたい。

それと、霊照苑の支払いをしばらく停止させるという件については、どなたか、専門方、いらっしゃったら、お伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） これにつきましては、ご存じのとおり、委員会の方でも議論されると思いますけれども、私の方で、今まだ審議前でございますので、どうこう申し上げることは不適切と思います。ただ、言えますことは、今のご指摘がっておりますように、内容がはっきりするというのは、これは原則でございますので、それについては、私も今後の会合等におきまして、十分申し上げて、また、皆さん方に毅然とした説明ができるようになるまでは、私の方もその申し出はしたい

というふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） ご質問の件ですが、今後ともそういう方針でいかにざるを得ないと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 今から先もそういう方針で規模は違って、対等であれば、皆さん、同じ金額を出していかれるということで、自信を持って言われたわけですが、そうなりますと、今から先、いろんな問題が出てまいりますですね。教育委員会関係でやっているのを社会教育関係で、野尻あたりも朋遊館の管理問題もありますしね、教育財産の管理費についても、いろいろと問題が出てまいります。差は一切出さないように、今から先は、皆平等に均していただかなければならない、だから、ありとあらゆる教育委員会の助成金、補助金については、各校区ごとに分かれていたり、各地域ごとに分かれていたりする分については、すべて一切合切出していただく、そして、それを均していただくようお願いをせにゃいかわけなんです、物理的に差を付けないで、平にやっていって、それは可能でございますか。教育長。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） この助成金の件でございますけれども、対等というようなことで、教育委員会としまして、大変苦慮いたしまして、こういう提案をしているところでございます。今後は、どうなるかということでございますけれども、やはり、対等統合ということになれば、この基準がまた出てくるだろうと思っておりますけれども、今後はまた町当局、議会とご相談を申し上げながらやっていきたいと、また、今、社会教育施設、その他、行事につきましても、佐伯議員がおっしゃるように、いろいろと考えざるを得ないところが出てくると思っておりますので、その折りはまたご相談を申し上げながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） この300万円を私は出すなどと言わなかったんです、最初は。廃校記念、いろんなことをすることについては、節目ですから、私はいいと言っておる。出してもいいんですよ。でも、そこで終わってはいけないんですよ、問

題は。その地域が廃校することによって、どうやって今後、進ませていくのかということも考えていかなければならないから、その考えるために、その100万円を出しましょうと、そして、その100万円の中から一つの行事としていくらかを使ってくださいよということであるならば、私は何ら言い分はなかったわけですね。しかし、あくまでも廃止のためだけの100万円ということになってくると、話は違うんですよということを私は言うておるわけですから、ですから、今、局長あたりが話している廃止のための子供のために最後の行事ということであれば、これは廃止のためだけですから、じゃあ、高森小学校は今、児童生徒数がどれだけいるか、私は把握をいたしておりません。私の時にはおそらく児童生徒数は280名ほどおりました。保護者、PTA数は220名おりました。高森小学校駐在区の校区内規模というものは、おそらく三千四、五百名の規模であるというふうに思います。ですから、そうなると、しっかりとした企画というものも高森小学校に出していただきたいなというふうに思っております。100万円ではおそらく足りないでしょうね。しかしながら、今、局長が言われたとおり、平等であるということがありますから、100万円のできる限りのことをやっていくだと思えますけれども、その方達は何も不平不満を言わないんだったらならば、何も問題はないと思います。おそらくそういうことであると、問題がないから、そういうふうに組まれたんだと思いますので、それはそれでよろしゅうございますけれども、ただ、問題は、今後、廃校したことによって、その廃校後の校舎の使用、いろんな形で使う、いろんな形で利用する、そういう問題についての話し合いはどのような形でされるのか、それについても、不安がございますから、併せれば、どっちか一緒にお金を出していただいて、その中から廃校行事にお金を使っていただくようなことを考えていただくべきじゃなかったかなというように思っております。

ですから、今後、これ以上は質問はいたしません。文教厚生常任委員会の方におそらくこの問題については複雑でございますから、付託をされると思います。されたのちに、十分な審議をされると思います。審議次第では、私は反対に回りますので、その点については、肝に銘じておいていただきたい、そのように考えております。

それから、先ほど申し上げましたけれども、一切合切、教育委員会関係の補助金、負担金、助成金、すべて出してください。この議会中に、よろしく願いいたします。

もうありません。ようございます、答弁は。

○議長（児玉國廣君） 事務局長、100万円につきましては、閉校、余ったお金につきましては、跡地問題の検討会にも使うというところまで答弁してもらいたいと思いますが。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 私の答弁が——— でしたので、先ほど、副議長がおっしゃいましたとおり、節目でございます。この予算につきましては、こういうのも考えるということも含まれておりますので、申し添えておきます。以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） わかりました。教育委員会の事務局長、あなた、答弁に十分気を付けていただきたい。——— という言葉はこれは差別語です。特に、人権問題を中心にやっている教育委員会の事務局長たるものが——— という言葉を使ったことに対しては、大変な問題がありますので、訂正をよろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 申し訳ありませんでした。ちょっと説明不足でございました。以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中です。

今、10番議員さんの方から教育委員会の方の300万円についてご質問がございまして、もちろん、私も文教ですので、委員会の方でも審議しますが、ただ問題は予算の上げ方だと思うんですね、内容については、副議長、10番議員さんがおっしゃったとおりなんで、学校管理費ということで上がっているのであれば、それを今、議長の方からもアドバースしていただきましたけども、跡地問題等について、今後、考えていかないといけないという時に、学校管理費のままお金をそこにやっていたんでは、なかなか跡地利用の方には使いにくいという点もあるかと思えます。ですから、やはり僕は教育委員会の中の予算の立て方、上げ方の計上の仕方にやはり問題があるような気がいたします。併せて、そのへん、ちょっと補足の説明をしていただきたいんですけども。

それと、学校統合は何も平坦部だけじゃなくて、草部南部地域にも小中学校がございまして。そのあたりまで考慮した形でされておるのか、そして、草部南部地域の学校統合はどうなっているのか、そこへんまでの説明をお願いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 予算の計上の仕方ということでございますけれども、あまりこのあたり、私、詳しくはございませんので、事務局長の方をお願いしたいというふうに思います。

それから、草部、それから東等の統合につきましては、いろいろと回りの方からアドバイスを今、いただいておりますのでございます。統合に向けて、私達もやっていかなくてはならないというふうに考えておりますし、助成金につきましても、先ほど、申しましたように、皆さんとご相談を申し上げながら、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 助成金が適当かどうかの問題であろうかと思いますが、いろいろ検討しました結果、助成金が一番適当ではなかろうかということで、計上させていただきました。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1 番 野中謙三君。

○1 番（野中謙三君） 1 番 野中です。

非常に難しい説明をされていますので、なかなかわかりにくいと思います。ただ、もう少しすっきりしたような説明ができないかなと思うわけです。一律がどうだとか、3校が平等だからどうだとか、やはり10番議員さんがおっしゃるのがもっともだと思いますし、そういう意味においては、もう少し教育委員会内部での細部にわたる審議が必要だったような気がいたします。もちろん、地域からの要求もございますので、一応予算に上げる以上は、どういう質問をされてもいいような形で方法論まで論議されるべきではなかったらと思います。

以上でこの教育の関係の質問は終わります。

○議長（児玉國廣君） 13 番 後藤英範君。

○13 番（後藤英範君） いろいろご意見が出ておりますが、この統合問題に対しましては、地元といたしまして、大変な皆さんに苦勞を掛け、そしてこの統合がようやく達成したものでございます。この100万円という金額は大金ではございますが、とにかく地元といたしましても、何とかしてくれという要望もあり、私達もお願いをしておるところでございますので、快く10番議員さんも一応協力をいただき、速やかにこのことが進むことをお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。6 番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） 6番 相馬でございます。

27ページの教育委員会の方ですけれども、学校施設管理費の中で、統合小学校に向けての整備だと思えますけれども、2,700万円ですかね、この中身を知らせてもらえんでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 主に工事請負費2,700万円となっておりますが、統合小学校のバス停留所の工事10棟分1,100万円、それから、統合小学校の整備工事費、これは剥落とかクラックとか、バクレス等の補修をするものでございます。それから、バス駐車場舗装及び進入路工事、これはバイパス側からの進入路を建設するものでございます。それから、最後の西側通学路舗装工事、これは当初予算で見てみていただきました予算でございますが、当初予算では、花壇を残すようにしておりました。地域の方と話し合いをしました結果、花壇は管理ができないからというような理由で、花壇も埋めていただきたいというような要望がありましたので、100万円の追加となった次第でございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） ありがとうございます。統合小学校に向けての着々とした整備だと思えます。子供達が1校に集まって、今後学ぶわけでございますので、きちんとした整備をお願いをするわけでございます。

ただ、以前から気になっていたことでございますけれども、湧水トンネルの七夕祭りとか、そのほか夏場いろいろ観光客の駐車場として高森小学校を利用されておられますけれども、応急的な考えで高森小学校に学校の子供達が学ぶ運動場に観光客の車を入れるということが応急的にやられるということはわかりますけれども、もう何年もなるわけでございますけれども、このまま小学校を使われるのか、使われるとしたら、教育委員会の方で何ら支障も起きていないのか、そのへん、教育委員会の方、お願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） お答えします。

今、ご質問のように、学校の運動場を駐車場ということは好ましいことではないと考えております。ただ、町全体から見まして、湧水館のことを考えますと、今のところ、駐車場が不足というようなことで、小学校開放しているわけでございますけれども、今度、バス取り入れの駐車場が少々はできるかなというふうにご考えてお

ります。なるべくならば、そちら側を活用していただきたいなという気持ちを持っておりまして、町当局としても、今後のことは考えていかれるだろうというふうに期待をしております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） 応急的に使用されるのはこれはやむを得ないと思います。ただもう何年もなるわけでございますので、あれだけの観光客来られるわけでございますので、町として、駐車場はきちんと整備されるのが筋ではなからうかと思えます。町長さんにこのことをお伺いいたしまして、終わります。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 学校教育施設に観光の方々に使用させていただいておりますことにつきましては、私といたしましても、これじゃあいかなんと、何としてでも駐車場確保は大事であると、しかしながら、今日、あの道路にずらっと並べて、そして事故、あるいは、いろいろな面において、お客様に高森に来たらもう観光どころじゃないぞと言われれば、またイメージも悪くなりますので、学校の方をお願いをいたしまして、土曜日曜に限ってお願いをしておるわけでございます。議員さんのところの土地においてもお借りしております。また、いろいろな点について、拡張するところはどこかというようなことで、すぐ下の田んぼはどうだろうかとか、あるだろうかとか、提言をいただいております。要は先立つものもあるわけでございますし、相手があるわけでございますし、何としてでも確保すべきところを確保し、そして、今、整備をする、いわゆる踏切の下あたり、これ等々につきましても、考えなければならぬなと考えておるところでございます。

また、横町の方からも下町の方からも道をあけてもいいぞと、いろいろなところに波及効果もあるじゃないかというようなお話もいただいておりますので、話し合いを進めながら、そして、学校は学校としての機能、湧水館は湧水館としての機能、びしっとした所を持って行かならんと考えておるところでございます。

また、相談する時には地元議員2人おられますので、どうぞよろしくお願いたします。答弁とさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。13番 後藤英範君。

○13番（後藤英範君） 16ページの地域づくり対策事業費で、町長さんからごあいさつの中にもありましたが、もう少し詳しく、2,182万円組んであります。

それから、もう1つですね、23ページの工事請負で400万円かな、鍋ノ平線

が△になっていますが、これは、600万円でだいたい終わるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） お答えいたします。

地域づくり対策事業費の委託料2,182万円でございますが、これにつきましては、平成12年9月ご承認いただきました過疎計画の中、及び今回、策定いたしました中心市街地の活性化計画の中にもこの計画を上げておりますが、そのための費用でございます。

内容といたしましては、設計の関係、それと設計に伴いますコンペ等の委託、それと地質調査に関する費用を今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 林道鍋ノ平線についてご説明申し上げます。

残り、鍋ノ平線未舗装部分245メートル残っております。その内、町の管理分、それが85メートル、林野庁管轄が160メートルとなっております。町の管理分85メートルについては、町の事業でできますが、林野庁の管轄につきましては、高森町が勝手に舗装することはできません。現在、林野庁と舗装できるならば、負担区分の問題、いろいろ協議を進めております。本年は、町部分の85メートルについて舗装を行いまして、現在、協議を進めております林野庁管轄については、あとの年度になろうかと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 13番 後藤英範君。

○13番（後藤英範君） 予算がなくて、カットをしているのではないかと思いますので、お聞きいたしました。終わります。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 今の後藤議員の質問で今思い出したわけなんですけれども、誠に申し訳ございません。建設課長にお伺いをいたしますが、今回みたいに、道路舗装費が400万円減額になりましたが、私、南阿蘇管内生コン業者が2社ございまして、阿蘇郡内に全部で5社あるわけですかね。中央とこっちの方と、赤水の方と小国の方かな、何カ所あるかちょっとわからないんですが、私が覚えているのは5カ所ぐらい。金額が阿蘇外輪山内の金額と竹田方面の生コンの値段、それと、大津あたりの値段、それぞれ違うそうですね。何かこちらの方が高いという話があり

ました。そういうこともあって、こういうふうによっぱり値段が減額してきたのかな。最初から要するに、メーター数はわかっていたわけですね。当初予算の時には町側が舗装できる距離というのは85メートル、240メートルあると言われたけれども、85メートルって、これ、最初からわかっていたことだと思います。ですから、林野庁のところは舗装できないというのも最初から決まりですから、今年になって、そういう決まりができたわけじゃないから、おそらく当初から85メートルということで1,000万円組んであったんだと思いますが、そういうことで、生コンの値段が少し違ってきたのかなという疑問もあります。参考的に生コンの値段的にはどのようになっておるんだろうかなとお聞きをしたい。建設課長、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 生コンにつきましては、一応町が事業者が発注しておりますが、その価格につきましては、阿蘇郡の協会がございまして、そちらの方から請求がまいってきております。今の設計の問題でございまして、これは、単価におきましては、農林の単価、土木の単価で積算される部分でございまして、実質的な生コンの価格の差によって減額という形は私はないと思います。入札段階において、それで入札で下がってくる可能性はありますけれども、設計自体の単価は農林単価、土木単価いろいろ県の方の単価を使用しておりますので、設計においては、そういうふうな形でとっております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 設計については、それぞれ皆さん方、十分考慮された上での金額であったというふうに思います。特に、林道なんてというところは、思ったよりも食い込むし、思ったよりも幅があったりするしということで、十分違ってくると思いますから、少々誤差はあっても仕方がないと思います。

今、建設課長が言われた協会から請求書が回ってくるということでございますが、各会社それぞれ独立した会社であるというふうに私は認識をいたしております。そうなりますと、何で会社に注文したやつが協会から請求書が来るのかな、それぞれの会社が会社で独自の競争をやって私はいいような気もするんですが、これを、これは正式に言うと、価格カルテルか何かに該当するようなわけはございませんか。建設課長。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） その件につきましては、ちょっと私も詳しく調べておりませんが、一応今請求につきましては、協同組合みたいな形で請求が上がってきておりますので、これについては、また十分調査して調べてみたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 最後にします。法的に法務局あたりに登録している会社登記では、やはりそれぞれの会社が独立して代表取締役というものがいらっしゃると思います。私達はその取締役の名のものの会社に対していろんなものを注文いたして、その会社から会社の公印を使って請求書をいただいておりますというのが筋でございます。協会とか、協同組合というものは、何かしらんけれども、個々が集まって1つに何かをやるということでございます。これは、あまり商売系において、この協同組合、協会制というものは私はあまり関心はいたしません。じゃあ、大津に頼んだ時には菊池郡の協会から請求が来るのかどうか、大津にこっちから行くと、瀬田辺りに2社ございますが、あそこに頼んだ時には菊池郡か何かの協会、生コン協会か何かがあって、あそこからまとめて請求書を出されるのでしょうか。これは独自な問題じゃないかな。阿蘇だけが協会で請求書が来るんじゃないかな、私はそう考えております。この件については、やっぱり今後、監査室も含めて、無用な支出であるならば、価格競争をさせて、安い生コンが入るように、町としては考えていくべきであると、価格だけを強調させるための協会であるならば、私はそういうものは必要がない、阿蘇郡の住民に対して、私は不利益を被るというふうに考えておりますから、その点については、今後、いろんな話し合いがある機会ごとにこの協会の必要性、協会の性質等について、他の町村、阿蘇郡外の町村の生コン価格がいくらぐらいか、その点についても十分調査していただく、その点については、監査室あたりも十分入っていただくことが必要であると思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

休憩をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） ただいま、10時50分です。10分間休憩いたしまして、11時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

議案第53号 平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第53号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第54号 平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第54号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第55号 平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第55号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第56号 平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第56号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第57号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（児玉國廣君） 議案第57号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議

題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

認定第1号 平成13年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（児玉國廣君） 認定第1号、平成13年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なし認めます。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員会及び企業誘致特別委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号は、各常任委員会及び企業誘致特別委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（児玉國廣君） 日程第2 休会の件についてを議題とします。

21日から25日までが休会となっております。なお、24日と25日が各委員会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前11時10分

9 月 2 6 日 (木)

(第 3 日)

平成14年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成14年9月26日

午前10時00分開議

於　　議　　場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 請願第1号 請願書採択の可否について

日程第2 意見案第2号 計画的な道路整備の取組と道路特定財源の確保に関する意見書について

日程第3 意見案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

日程第4 意見案第4号 地方税源の充実確保に関する意見書について

日程第5 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
1番	野中 謙三	1 町村合併について	1 今後の方向性と展開についての考え方 2 南阿蘇合併のくずれた原因は 3 情報提供、説明責任をどうするのか。
		2 単独か合併か	1 何れの方向であれ、将来の地域づくり・町づくりをどう考えるか。 2 単独の場合、財政計画の見通しは
6番	相馬 俊行	1 中心市街地の活性化基本計画について	1 産交跡地の利用計画について 2 中心市街地や産交跡地及びその他の公園地との連携について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番 野中 謙三 君

2番 甲斐 廣國 君

3番 後藤 和昭 君

4番 甲斐 正一 君

5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 檜 見 誓 香 君
10 番	佐 伯 金 也 君	11 番	杉 永 竹 範 君
12 番	甲 斐 裁 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

9 番 古 澤 豊 喜 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 兼 草 部 出 張 所 長	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教 委 事 務 局 長	山 村 将 護 君
監 査 事 務 局 長	阿 南 哲 也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 嶋 兵 志 郎 君
行 政 係 長	甲 斐 敏 文 君	財 政 係 長	河 崎 み ゆ き 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議 会 事 務 局 長	色 見 隆 夫 君	議 会 事 務 局 係 長	佐 藤 幸 一 君
-------------	-----------	---------------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

会議に先立ち、町長から新聞報道の件で報告の申し出ありましたので、これを許します。今村博信君。

○町長（今村博信君） おはようございます。

まずもって、皆様方にお詫びを慎んで申し上げたいと存じます。国民健康保険不祥事事件以来、職員の意識改革、また、管理体制改善等、徹底した指導強化を毎週の朝礼、課所長会議等々で促してきたところでございますが、農業委員会事務局におきまして、事務怠慢によります農業新聞購読料の請求事務が4年6カ月間において、なされていない誠に遺憾なことが発生いたしました。本職員は、30年のベテラン職員にも関わらず、農業新聞読者に多大なご迷惑をおかけし、また、農業委員の皆様方に大変迷惑をおかけしました。また、農業委員の皆さん方にはお願いを申し上げまして、各購読者にお詫びを申し上げ、総部数169部のうち高齢者、離農者等で31部の購読中止はありましたが、購読料の支払いについて、すべての購読者にご理解を得たところでございます。

なお、購読者はもちろん、町民の皆様方にご迷惑をおかけしないよう、県農業会並びに全国農業会議所と協議を重ねているところであります。

また、このような事件が発生し、管理職に対し、各部署の目配り、気配りを徹底しているところでございます。

この場をお借りいたしまして、深くお詫びを申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 報告が終わりましたので、質疑等があれば、これを許します。

ございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

残念なことに、本会議開催中にこういう形で新聞報道がされまして、職員の皆様方はその以前からこの購読について、購読者の皆様方にお詫びを申し上げて、継続の購読もお願いする傍ら、引き落としについてもご理解を求めてきたというふうに報告を受けました。

町長の方も今日、改めて謝罪をしていただいたわけなんですけれども、町民の皆様方が期待するのは、この事件が発生した時点における職場の職場としてのまた公僕としてのけじめをどう付けるべきかということであるというふうに思います。

この発生したと、要するに、職務怠慢が明らかになったという時点がおそらく8

月中だったと思うんですけども、それから9月も終わろうとしております。その1カ月間の間に、職場について、町長また幹部会、管理職の会議の中でいろいろとこの件については議論がなされて、反省を促す言葉もあったと思います。しかしながら、やっぱり外に向けて、役場の職場としてのけじめをどう付けていったのかということが町民の皆様方に見えなかった、だから、こういう形で批判を買うような新聞報道がなされたんじゃないかなと思うんですけども、私は、この事件を職務怠慢を発生させて、これを解決させることと、職場でのけじめは別であるというふうに思っておりますが、処分等については、速やかに私はすべきだと思いますが、力を入れて一生懸命これで処分だというふうに振り回しても、やっぱり町民が忘れたころに処分をしても、私は空振り三振であると思います。

ですから、タイミングを外さないように、私はちゃんとしたけじめを付けるべきだったんじゃないかなと思うんですけども、この処分についての手続き等については、どの程度進んでおるかということを担当の総務課長からでも結構ですし、町長の方からでも結構ですので、そのあたりの報告をよろしく願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 今の町長の方から大変この場をお借りしまして、職員の不祥事につきましては、私が監督不行届ということで、大変皆さん方に迷惑かけたことにまずもってお詫びを申し上げたいというふうに思います。

ただいまご質問がありました件につきましては、今、町長の方から指示を受けておりますので、近日中に方に町長の方が決定されるというふうに理解しております。近日中ということですので、1日ごろにはされるというふうに私は承知しております。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） できれば、私の希望では、やっぱり本会議中にできれば、処分案というものを出していただいて、積極的にこの件について論議をしたかったなという希望がございます。やはり、何でかというと、本会議が開催中に新聞に出たわけでございますから、やっぱり議会としてのメンツもあるわけですね。安藤君が不祥事を行った、その問題解決も一緒に新聞になされておりましたし、問題の件についても、新聞で載っております。ですから、それと、今回の件、内容は若干というよりも、内容は全然違うんですけども、やはりこの件について、職場内、またこの行政の中の体質についてというのをもう少し積極的に論議をさせていただき

たかなったなど、こういう形で議会冒頭で、これ本会議の記録にも載らないわけなんですけれども、こういうふうなことというのは、何か不本意なような気もいたします。

ですから、できれば、公僕は公の人間でございますから、公の場でこの場をちゃんとけじめを付ける意味からすれば、処分を適格にさせていただきたいという希望がございます。

職員の将来もございますし、町民の皆様の考え方も100人が100人それぞればらばらだと思いますから、私の考えが、それが本当に全員の総意であるというふうに私は思っておりませんけれども、ただ、やっぱり役場の職員としての自覚と責任、特に、町村合併で各町村の役場の職員の力量も図られている時期でございますから、合併等でマイナスになるような、また、町民から不信感を買うような行為だけは今後、避けていただけるようお願いをいたしたいと思います。

また、今後の質問等については、処分等が発せられた時に、処分案等が出た時に、改めて、この処分についての重いか軽いかについては、論議をさせていただきたいと思います。まずは、けじめを早く付けていただきたい、そのように要望いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 他にはございませんか。12番 甲斐 裁君。

○12番（甲斐 裁君） ちょっとお尋ねしますが、農業新聞を職務怠慢であったと、4年間にわたって、これが今までわからなかったと、なぜわからなかったか、今回、なぜわかったのか、総務課長に。そして、担当職員の責任であるということがなぜ発生したのか、そのへんを総務課長にご説明を願いたいと思いますが。

○議長（児玉國廣君） 担当の方にさせたいと思います。農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） おはようございます。

それでは、全国農業新聞購読料の未払いに係ります当初の経過をご報告申し上げます。

実は、先月8月の上旬に、熊本県の農業会議より農業新聞購読料の請求書がまいっております。これにつきましては、総額の619万3,800円、本年4月から6月分についてが37万4,200円、並びに、本年度3月末残高が588万9,600円の請求書がまいっております。この残額の588万9,600円につきましては、平成9年の10月から本年の3月分の全購読者の購読料でございます。

この農業新聞購読料の支払いにつきましては、熊本県農業会議より請求書が毎回やってきております。それを担当者が基本的に購読料につきましては、農協の口座

引き落としとなっておりますので、農協の方にその請求書をもって行って、引き落としをしていただくという形になっております。

担当職員は、平成9年4月から農業委員会農地係長として勤務しておりました。当時の平成9年の4月から9月分までの半年間については、その業務を行っております。ただ、その後の4年半にわたりまして、事務が忙しかったという理由で、その事務をやっていた。

今回、判明しましたのは、基本的にその4年半にわたりまして、請求書はきておりましたが、本人が握っておったと、それについても、熊本県の農業会議に問い合わせてみましたところ、あくまでも本人を信用しておったというお言葉でございました。

発覚した理由は、今回、請求書が異動によって、今年の4月異動で出張所の方に行っておりますので、異動によって請求書によってわかったという経過でございます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 12番 甲斐 裁君。

○12番（甲斐 裁君） だいたいの説明はわかりましたけれども、未納の分の請求については、首長としては、担当課長としては、個人でどう考えておられますか。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 今回、全169部の購読者の方に購読料の支払いについてお願いにまいっております。これにつきましては、全国農業会議所、東京にあります。そこを協議を重ねまして、全国農業会議所の意向としては、平成13年度以降、昨年度ですが、平成13年度以降については、購読者より支払いをお願いをしてくださいということです。それに基づいて、農業会議としても、その以前の分、平成12年度分までについては、今後、協議を重ねていくという見解でしたので、今回は、13年度以降についてのお願いを全購読者に回ったところでございます。

○議長（児玉國廣君） 12番 甲斐 裁君。

○12番（甲斐 裁君） 実は、噂では、担当責任者が何百万円か代替をしたというような噂を聞いておるところでございますが、そのような点については、どのように措置されておられますか。お聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） ただいまご説明申し上げましたが、基本的に、全国農

業会議所としても、平成13年度以降について、購読者をお願いをしてくれということですので、それを行ってまいりました。以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にはございませんか。

○12番（甲斐 裁君） はい、わかりました。

○議長（児玉國廣君） これで、町長の報告の件につきましては、終了いたします。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 請願第1号 請願書採択の可否について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 請願第1号、請願書採択の可否についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。4番 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） おはようございます。4番 甲斐正一です。

趣旨説明を行います。

森林、林業の現状は、輸入材の急増等に伴い、国産材需要の減退、木材価格の極端な下落、木材生産コストの増大等による採算性の悪化などから、林業経営家等は停滞し、林業経営は極めて厳しい環境下におかれております。このままでは、森林を守り、育てている山村社会のそのものの崩壊、森林の持つ国土保全、水資源の涵養など、公益的に機能の発揮に支障を来し、将来に大きな禍根を残すことが危惧されているところであります。

つきまして、この状況を十分ご理解の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。どうか、よろしくご賛同お願いいたします。

○議長（児玉國廣君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号についてを採決いたします。

本件について、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 意見案第2号 計画的な道路整備の取組と道路特定財源の確保に関する意見書について

○議長（児玉國廣君） 日程第2 意見案第2号、計画的な道路整備の取組と道路特定財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） おはようございます。2番 甲斐でございます。

計画的な道路整備の取組と道路特定財源の確保に関する意見書の趣旨説明を行います。

趣旨、これまで道路は、時代の変化や社会の要請に応じて整備されており、その結果、住民生活の向上や経済活動の発展等に大きく貢献をしてまいりました。しかし、今日の道路を取り巻く環境は、道路整備に関する長期計画の実用性についての見直し、道路特定財源及び道路整備の促進などの見直しが検討されており、これまでにない厳しい状況となっております。

この状況を十分ご理解の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、趣旨の説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、意見案第2号、計画的な道路整備の取組と道路特定財源の確保に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 意見案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

- 議長（児玉國廣君） 日程第3 意見案第3号、義務教育国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、1番 野中謙三君。

- 1番（野中謙三君） 1番 野中でございます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出の趣旨説明させていただきます。

義務教育費国庫負担制度とは、教育の機会均等とその水準の維持向上を図り、経済的・地理的な条件や居住の如何に関わらず、平等な基礎教育が受けられるための現行教育制度の基幹をなしてきているものであります。

しかしながら、国においては、この制度を見直して、将来的には一般財源化する方向での検討がなされているとのことであります。

義務教育費国庫負担金を一般財源化することは、単に財源を地方に移すということに止まらず、地方自治体の財政力の差により、基礎教育水準に格差が生じることを容認することになります。

このことは、憲法が保障する教育の機会均等の趣旨に反するものであり、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るためにも、この義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望するものであります。

つきましては、この状況を十分ご理解の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。趣旨説明といたします。

- 議長（児玉國廣君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、意見案第3号、義務教育費国庫負担金を堅持に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 意見案第4号 地方税源の充実確保に関する意見書について

- 議長（児玉國廣君） 日程第4 意見案第4号、地方税源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、3番 後藤和昭君。

- 3番（後藤和昭君） おはようございます。

地方税源の充実確保に関する趣旨説明を行います。

地方財源の現状は、景気低迷に伴う税収の伸び悩みや景気対策による公債負担の増などにより、危機的な状況が続いております。係る状況の中で、政府においては、経済財政諮問会議及び政府税制調査会での検討を重ね、活力と個性ある地域社会を実現するための地方税源の充実確保の方策が示されたところであります。

今後、地方分権を推進する観点からも地方財政の構造改革と税源移譲について確実なものとし、地方税源の充実確保の道筋を明確にする必要があります。

つきましては、この状況を十分ご理解の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。趣旨説明といたします。

- 議長（児玉國廣君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案は、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、意見案第4号、地方税源の充実確保に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 一般質問について

○議長（児玉國廣君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中ございます。

一般質問、最近のテレビ・マスコミ等の主役を握っていたものがいくつかありますけども、私は、その中でも角界の横綱貴乃花、引退、引退と騒がれ、横綱そうけんでは相撲を取らず、やれ、白星先行、勝ち越した、千秋楽には優勝争いだと、連日賑わっておりました。しかし、その中であって、横綱貴乃花は黙りを決め込み、ただじーっと沈黙を続けておりました。まさしく、沈黙考何事や起こらんとといったような様をなしていましたが、果たしていかがだったのでしょうか。テレビによると、本場所前までは、土俵に上がらず、ただひたすらに基本中の基本とも言うべきしこを踏むことに徹し、足腰を鍛えるために基本動作ばかりの稽古だったように報道されておりました。まさしく、竹頭木屑、小さなことをおろそかにしないという基本を大事にするということを地で行った感がいたしました。小さなことをおろそかにしない、基本を大事にする、このことは、まさしく行政政策の中でも言えるのではないのでしょうか。

行政の基本は、民意を聞くこと、住民との対話で広く意見を聞く、そして、強いリーダーシップをもって政策を打ち出していくということで、今回の一般質問は、民意を大事にして進めなければならない町村合併に絞ってさせていただきます。

まず、第1点、今後の方向性と展開についての考え方でありまして、去る8月9日に、5カ町村での任意協議会の立ち上げが行われるやに聞いておりましたけども、当日になってびっくり、長陽・久木野・白水の3村だけの合併で行うという方向に決まり、高森町・蘇陽町は阿蘇振興局から裏切られたという結果になってしまいました。果たして、真実はいかがだったのでしょうか。

あの日からすでに1カ月半余り過ぎておりますので、町長の方もいろいろとお考えがあられることと思いますので、まず、最初に率直な町長のこのことに対するお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今後の方向性と展開について、質問であろうかと思えます。ま

た、貴乃花が黙々と基本を忠実に、そして、展開し、相撲界をまた華々しく賑わせてくれたというようなことでございますけれども、私といたしましては、やっぱりリーダーシップというものは、住民の声を聞くことによって、いわゆる寡黙の人にならなきゃならんと、やはり聞く耳を持って、そして、そこから無言のうちに、高森町、これが将来像に向かって考えなければならないと考えておるところでございます。

また、県から裏切られたというような指導力がなかったというような新聞報道がなされましたけれども、現在に至るをもって答弁させていただきます。現在まで高森町は、県が示した合併パターンである6ヶ町村の枠組みを基本として町村合併を議会と共に目指してきたわけでございます。しかしながら西原村が6月に大津町と協議をするということになりまして離脱をしたわけです。5ヶ町村で話し合いとなった8月9日の第3回南阿蘇地域の町村合併検討会で白水村、久木野村あるいは長陽村が3村での合併を検討するようになったため、高森町と蘇陽町は新たな選択肢を模索しなければならないということで、先般来の6月での質問であったわけでございますけれども、高森町と蘇陽町の選択肢を模索していくということで蚊帳の外ではという意見もあったわけでございますけれども、私は蚊帳の外ではなくて十二分に県の方が示したパターンを軸としてやってきたところでございます。今後の方向性ということについては、単独かどうしていくか視野に入れて検討しなければならないと思っております。阿蘇南部の他町村の動向を見守りながら、特別委員会が私達の町にはございます。議会の皆様とともに、相談の上、進めていかなければならないと考えておるところでございます。

合併をするという基本方針には私は変わりありません。しかし、市町村合併に関する住民の参加については、従来の30年の合併においては、住民の直接的参加はできませんでしたが、平成7年の合併特例法の改正で、新たに住民発議制度が創設されました。これは、住民による市町村合併に関する協議会の設置が請求が可能となりました。住民が必要と認めた場合は、所要の手続きができるようになったということは、町村合併の主役は住民であると、先ほども1番議員さんがおっしゃったとおりに、すべて行政の主役は住民であると、そういう位置付けをしております。

また、国の働き等、動きといたしましては、地方制度調査会では、基礎的自治体として期待される役割を担うことが財政事情などの総合的事実により、困難な小規模市町村においては、自治体としての法人格についても、検討するとしております。今日の新聞等においても、1万人以下ということについては、大変厳しい鞭の

方法を打ち出してきたと、私は考えておるところでございます。

また、自治体として法人格について、今検討していると、また、総務省の指摘研究会である地方自治制度の将来像研究会では、町村の最低規模を1万人として合併を推進する方策を検討しており、小規模市町村のあり方の素案をまとめているということでございます。

市町村の最低人口規模1万人と法制化すると、あるいは、1万人に満たない市町村は行政の権限を制約すると、また、人口3,000人未満の市町村は、自動合併をすると、合わせて合併しない1万人未満の市町村は、憲法上の地方公共団体としての性格を取り上げ、区に格下げすると、このように、合併についての考え方について、今までは合併する市町村と、合併しない市町村に分類されてきたと考えられるが、今後は、この中に、合併できない市町村を加えるべきであると、合併したても、できない市町村は全国にはたくさんあると思うわけでございます。国に対して、強く働きかけをいろいろと考えなければならぬ。このことにおきましては、県の方が特別委員会の方もご出席、また議長もご出席いただいたわけでございますけれども、久木野において、この3カ町村が強く言われたわけでございますけれども、5カ町村でこの合併は、委員会をいわゆる任意協議会を立ち上げるまで、3月まではまだ時間があるじゃないかということを申し合わせをしておったと、その申し合わせを蹴って、そして3町村で私達はまだ小さな町村から一遍に大きくなるようなことはできないというようなことで、3カ町村70数%が民意の声であるということで、その3カ町村で任意を立ち上げると、その時に、私申し上げましたところ、そのお互いに話し合いをするということを反故にするかということをおかきさず申し上げたところ、2カ町村においては、オブザーバーとして出てくれと、そういうことじゃなかったんじゃないかということで、ここで高森町は引き下がって帰ってきたという経緯があるわけでございます。

皆さんと共に、この将来像に向かっていく町村合併、これは百年の大計でもあると同時に、これからの高齢化社会、あるいは財政窮屈、財政狭小等々において、国が言いながらそのような指導をしたということに、私は非常に憤慨をしておるところでございます。今後の方向転換においては、住民の声を聞きながら、特別委員会、議会と、そして住民の声を聞いて、さらに、単独かどうかと、あとでまた質問があるかと思っておりますので、方向性についての展開を私の希望するところの考え方をお披露いたします。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

ありがとうございました。今後の方向性として、力強い言葉で、合併したくてもできない町村に対しても働きかけを行っていくと、そういった言葉を承りまして、ちょっと自信が湧いてきたような気がいたします。

第2番目の質問に入りますけども、南阿蘇5カ町村合併が現在崩れておるわけでございますけども、崩れた原因は何か。私は、まず、その崩れた要因を分析する必要があるのではなかろうかと思っております。一步下がって謙虚にまず、反省を込めた分析だと考えて、何故に嫌われたのかなど、決して嫌われたわけではございませんけども、私自身議員としての今までの反省、あるいは執行部側としての進め方に対する反省、そして、町長としてのいわゆる首長としての何かしらの反省、やはりその中にはそういう謙虚さを求めて今一步考えてみる必要がありはせんかと、そういうふうを考えるわけでございます。

本来ですと、高森町は、先ほど町長がおっしゃったように、県の指導どおりに進めていたのですから、反省すべきは、熊本県であり、阿蘇地域振興局であることには間違いがございません。しかしながら、本町自体の合併に対する考え方、意気込み等をやはり分析して、再度考える必要があるのではなかろうかと、そういうふう考えております。

私自身の反省等申し上げるならば、私自身、心のどこかにどうせ合併するなら、高森町抜きには進まないだろうとか、あるいは、高森町が経済活動の中心地だから、主導権は高森が握るだろうとか、そういった甘い考えがあったのも事実かもしれません。

さらには、行政組織の規模から考えても、事業内容の質の高さから考えても、5カ町村の中では、高森町がやっぱり中心ではなかろうかと、そういうふうに甘く考えていたのも事実ではなかろうかと、自分自身も反省をしている次第でございます。

しかし、よくよく分析してみますと、私自身の中では、将来の南阿蘇に向かってのビジョン、あるいは将来の南阿蘇に対する夢、そういったものが打ち出せていなかったのではなかろうかと、そういうふうに考えております。

高森町の将来については、いろんなビジョン等が打ち出せることができますけども、南阿蘇全体で果たしてどうだったのかなど。質問に例えるならば、先ほど相撲も申し上げましたけども、相撲に例えるならば、阿蘇地域振興局という行司さんが

5カ町村という力士を土俵に上げて、相撲を取らせたけども、長陽・久木野・白水の3村の力士さんに言葉は失礼ですけども、八百長相撲をさせていたんではないかなど、そういう気配も感じる次第でございます。

ですから、再度、南阿蘇合併の崩れた原因は、町長自身の方で何が原因であったのか、そのへんをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） それでは、自席から失礼させていただきます。

まず、各3町村の言い分については、住民の声が70数%であったというのが私の印象に残っているわけでございますけれども、高森町でもアンケート調査実施した結果については、もう住民に支持してきたということを私は申し上げたいと存じまず。他の町村も住民アンケートが実施されております。白水村では、約67%の住民のアンケートで3村でいくと、また、久木野村では約74%が3村でいくと、また、長陽村では67%の住民が3村の合併を望んでいるというデータが出たということで、各町村とも住民の意向を第1に尊重したということでございます。

私もそのように解釈をしております。何と申しましても、住民の意思が合併等々についても、将来像、いわゆる21世紀に反映するというのをこのパーセントで物語ったと思うわけでございます。

また、3村は急激な生活環境の変化を望んでいないと、いわゆる町社会と村社会の違いが私にはそこにあるんじゃないかなと思うわけでございます。また、小さいけれども、町村合併をどのような単位で望んでいくかと、急激な生活環境の変化を望んでいないということであると思います。

また、高森町におきましても、住民の意向は5町村でいくと、これをはっきりしております。話し合いの場でも高森町住民の意向を私はこの前の会議の時にも強くその点を尊重してくれということを訴えてまいりました。

残念ながら、このような結果になった原因の一つとしては、私は、新聞にも申しましたように、顔色を変えて抗議したというようなことまで書いてございましたけれども、県の指導力に対しまして、そのように申し上げております。それは、南阿蘇が私は、世界に誇る阿蘇であると、その上流の下流のつながり、また、広大な高森町の175平方キロの存在感、この存在感につきましても、水涵養、あるいは供給源、農業農村のあり方、これ等々についても、私は大きな将来像を持っておると、また市街化を持っておると、この南阿蘇の中心的なところに4,000名の方々が住まれていると、そして、最上流の水供給源でもあると、さらに、高森町は、

行政的機能の十二分に私は把握しておると、また、持ち合わせておると、早く言えば、ここに熊日さんもお見えでございますけれども、新聞社もいただいております、金融機関もいただいております、また、司法関係の3部門においても、警察、あるいは裁判所、検察庁、さらに、町の賑あいを持つ商店街、文教としての高森高校、行政区としては、私は機能を有しておると思いますけれども、高森町は強いぞとか、そういう気持ちではなく、住民は5カ町村を望んだということは、21世紀の高森町をその合併によって、方向付けが考えてあったということでございます。

私は見えるところだけの小さな考え方ではなくて、これからの南阿蘇の観光、これはやはり自然が荒れないように、自然との共生をいかにするかというようなことは、やはり5カ町村が手を握って、そして、有明海に流れるこの白川の源流を守るべきだと、そこに行政府としての私は一つの核をつくらなくちゃならんというのを考えておるわけでございます。単なる3カ町村ということで嫌われたということではなくて、その考えが相手に足らなかったと私は思っておるところでございます。

これから、やはり財政的、規模的、それにおいても、自主的財源をいかにするか、自らの考えをもって、自らにやっていく地方分権に私はこの5カ町村があって初めて、南阿蘇の雄都として、また、南阿蘇のまいえりとしてのこの初心に帰って、私達は動かなければならないと、そのように考えておるところでございます。

これは、県の指導を仰ぎ、そして、議員の皆様方、さらには、町民の皆様方とともに、もう一度考えるべきところに来ているんじゃないかなと私は考えておるところでございます。

しかしながら、3カ村で進めていくということでございますので、あとで、また意見が出ますので、それに答えさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

高森の住民は広く広域合併を望んでおったけども、やはり3村に至っては考えが足りなかったと、そのへんの答弁でございました。現実問題として、果たしてどうであるかはまだ長い時間かけないことにはわからないところがあるかと思えます。やはり、一つのを起こそうとした時に、それが壊れた要因、そういったのはやはり冷静に考える必要があるのではなかろうかと考えております。

さて、今後、これから先の話です。今後、どういった形で具体的に進めていくのか、合併に関する情報、あるいはそういった資料等は住民と共有して、共通認識のもとでやはり進めていかなければならないと、そういうふうに考えております。

で、その説明責任ですね、材料提供して、町の状態はこうですよ、ですから、どういうふうにいたしましょうかという判断する材料をいかにして住民の方々に提供しながら、結論を導いていくか、その手腕、方法でございますけども、ちなみに、蘇陽町、実は、私、昨日蘇陽町の一般質問、傍聴してまいりましたけども、蘇陽町の方では、すでに蘇陽町全体を9つの行政区に分かれているそうでございますけども、座談会、第2回目の座談会が行われたそうでございます。さらには、20歳以上の全男女に対してアンケート用紙を配って、それを来月の7、8日ぐらいには回収して結果を出したいというふうな内容でございましたけども、蘇陽町でさえもという失礼でございますけども、蘇陽町もすでに8月9日以降、どういった形で進むかということで、試行錯誤しながら、住民との対話をもって考えておられます。ですから、高森町にあっても、今後、どういった展開で住民との対話、あるいは協議を進めていくか、その方法、方策についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 自席からお願いいたします。

現在までの報告についてはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、いろいろと今までに広報から、また住民座談会まで実施してきたところでございますけれども、今後の高森町の方針ということでお話を申し上げたいと存じますが、今後の高森町の方針や財政がどうなるかを住民に説明しなきゃならないと考えております。

方法として、いろんな方法が考えられますが、各駐在区ごとに説明する方法、あるいは、普通の駐在区と一緒にする方法などが考えられておりますけれども、現在まで、町村合併の進め方については、議会の特別委員会に協議をして進めてきたところでございますので、今後も議会特別委員会と協議をしながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） はい、わかりました。

住民の説明、住民が一番不安がっているわけですね、さて、どうなるものかと、ですから、早急なそういった説明会の方、開いていただきたいと思っております。

次に、言葉では簡単ですけども、単独か、合併か、いずれの方向であれ、今後、将来の高森町としての地域づくり、まちづくりをどう考えていくか、これがやはり原点にあるのではなかろうかと思っております。

先だって、町村合併の議員研修で、愛媛県の内子町に町長もご同行願って素晴らしい研修ができたと思っておりますけども、その内子町、内子町は町村合併の先進地でもありながら、地域づくりの先進地でもございます。詳しい内容は町長もご存じですので、省略いたしますけども、自治会組織の活動には非常に感動をいたしました。2年かけて自治会組織をつくりあげて、さらに、数年で先進地としてまでの評価を受けるような自治会組織のあり方、これは見習うべきがあったのではなかろうかと思っております。私の行政の手本の中に、君子三樂という言葉がありまして、1つは、両親、兄弟、家族、引いては地域住民の健康を願うことを進める、健康であることを楽しみとする、さらには、第2点として、行いが天に恥じない、いわゆる住民同士が協力し合って働いて、共に助け合う、そういう自治組織づくり、第3に、英才はすべて教育をする、いわゆる子供の教育に対して力を入れていくという、その3つの楽しみ、そういったのがやはり行政の首長である、行政のリーダーにもとられるものではなかろうかと考えております。

したがって、この自治会づくりとまでは言いませんけども、地域づくり、あるいはまちづくりに対する基本的な部分での具体的な町長の考え、どういった形で展開をすることによって、仮に単独で生き残る場合、あるいは合併した場合でも、地域だけはきちっとした形で残せるんだという具体的な考えを示していただけるなら幸いだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） いずれかの方向で、将来のまちづくり、また地域づくりをなさいということについて、私といたしましては、今までにまちづくりにつきましては、平成15年までの計画であります総合計画、また平成16年度までの計画であります過疎計画を基本として事業計画を進めてまいっておりますが、合併を行う場合は、合併する町村で協議をして、新たに市町村建設計画を策定にすることになりますけれども、しかし、仮に、単独となった場合は、現在の総合計画、また過疎計画がまちづくりビジョンの指針となるものと私は考えております。これは、皆さんとともに、一生懸命考えてきた総合計画、過疎計画でございますので、これをやはりずっと続けていかなければならないと、これは単独の場合でございます。また、単独となった場合に、大変財政が厳しくなると、そういう面からもこれからの計画がどのようにスピードが速まったり、低下する、この低下する方が大事であるというふうに考えておるところでございます。どうしてもこれは低下することを避けて通れない状態がくるなど危惧をしておるところでございます。

まちづくりビジョンにつきましては、指針である総合計画、過疎計画を基本として、今後も進めていくことになろうと思います。また、単独の場合は、どのようなことになるか、これは、どちらの財政計画の見通しというところで、お話を申し上げたいと存じます。

以上で、まちづくり、地域づくりについてはこのように考えておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 内子町の感想でもう一回聞かせていただいたらと思っておりましたけども、次の質問に入ります。

単独の場合、財政計画の見直しというのが非常に重要な課題となってまいります。全国どこでも大半の町村はしっかりと国の支えによる、いわゆる依存財源によって成り立っておる次第でございます。高森町もしかり、平成13年度では、監査報告書にもありましたとおり、76.2%となっております。国からの交付税がなければ、やはりどうしようもないといった状態が現状としてあるわけでございますけども、その中であって、今後、高森町が単独として生き残る場合、その見通しですけども、平成15年度からの地方交付税の見通し、さらには、合併基準年であります平成17年度以降の見通しについてお答え願いたいと思います。

さらには、平成15年度以降の歳入総額、見込みですね、平成15年度以降の歳入総額の見込みと投資的経費、消費的経費、義務的経費、その収支予測、そういったのを示していただけるならば、幸いかと存じます。

さらには、今後の財政計画として、何を削るか、何を節約するか、そういったものを自ずと見えてくる部分があるかと思しますので、そのあたりまで説明していただければうれしく思います。

最後に、収支計画の見通しと合わせて、単独の場合に、その総合計画、あるいは過疎地域自立促進計画の見直し等が当然入ってくるものと思われましても、備えあれば憂いなしということで、今のうちからシミュレーションをしながら、合併か単独か、やはりこれも考えていく必要があろうかと思しますので、合わせて答弁を願いたいと思います。担当の財政の方から。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 答弁の前に、内子町のお話が出ましたけれども、私は、内子町の自治会というものよりも、高森町のいわゆる区の会、これが私は非常に活動が起きているんじゃないかということで答弁をさせて、控えさせていただいたわけでござ

ざいます。老人会等々におきましても、地域の活動におきましても、私達の区長会、あるいは、その駐在嘱託員の方々の活動は、私はすばらしいものがよそには負けないものがあると、そういうことに考えておるところでございます。

単独の場合の財政計画の見通しということでございますので、ちょっと少々長くなりますけれども、ひとつよろしくお願い申し上げます。

高森町の町村合併については、5ヶ町村の枠組みから壊れました。選択肢の中に単独もこれでは考えられるということから、将来の指針とするための長期的な財政見通しを策定する必要があるということで、総務課に命じたわけでございます。その中から、私といたしましても、この財政の見通しの作成というものについて、皆さんにお話をしたいと存じます。

現時点で把握できる範囲内、10年間の財政見通しを作成いたしました。今回の財政見通しにおける想定事項として、次のことを想定し、普通会計ベースで試算しております。合併特例云々というんじゃなくて、現在のものについて策定をしたところでございます。

歳入の部分からお話を申し上げます。町税については、平成14年度課税分の決算見込みを、及び税法の改正等による減額見込み分による各年度策定させていただいております。算定させていただいております。

第2において、いわゆる譲与税につきましては、平成9年度から13年度決算ベースをもとに算定いたしました。平成14年度以降、決算額の97%で試算しておりますということでございます。

また、地方交付税につきましては、15年から17年度、14年度の交付額をもとに減額率を算出し、減額分を算出したということでございます。

また、段階補正の影響につきましては、14年から16年度で減額見込み分を算出したと、それから、小学校統合による影響については、児童生徒数、学校、学級数を見込んで試算しました。

また、交付税から振り替えられた臨時財政対策債の元利償還金は、各年度分の合計額を基準財政需要額の100%、そのうちの70%を推定して算定したと、これ、一応読ませていただきます。

また、なお、13年度から15年度にかけて発行される人事財政対策債、16年度以降について、どうなるか、まだわかっていないということで、示していないが、交付税の算定に12年度以降と同じように、組み入れられる可能性は低いと考えるため、臨時財政対策債が継続されるものと見なして、各年度に算出をしたとい

うこととでございます。

また、特別交付税につきましては、普通交付税の減額見込み率を想定して減額をしております。

さらに、国・県支出金につきましては、総合計画、また、過疎計画、町の収入見込み及び経常的に収入される見込額から各年度試算しておるということとでございます。

また、使用料、手数料につきましては、増加の主な原因は湧水トンネル入園料の増加分であり、その他は現状どおりといたしております。

また、繰入金につきましては、積立金との関係で、調整をしておるということとでございます。

また、繰越金につきましては、各年度を仮定して、8,000万円で試算したということとでございます。

地方債につきましては、14年度は現在の借入見込額で試算し、15年度以降は、総合計画等により算定をしておるということとでございます。

歳出の部につきましては、人件費につきましては、13年度決算をもとに、基礎額を算定しております。各年度における職員の増減見込みを勘案したところとございます。

また、物件費につきましては、合計で過去3年間の平均5億3,200万円を算定しておりますが、施設の経費の増加分を増額した、学校統合に伴う減額分は最少、1,000万円減額したと、また、介護保険関係、住基ネット、堆肥センター等の需要経費額を約3,860万円程度計上して、15年度以降を5億6,000万円と算定させていただいております。

扶助費につきましては、14年度の決算見込みベースで算定をいたしております。

公債費につきましては、過疎計画から計上した計画終了後、17年度以降については、残事業から見込額を計上しておるということとでございます。

補助費につきましては、過去の平均値、いわゆる4億2,500万円から算定をいたしております。

繰出金につきましては、14年度予算ベース、介護保険9,800万円、老人保健5,860万円、国保7,500万円、水道2,300万円の結果から、各年度とも2億6,000万円で算出しております。

投資的経費につきましては、総合計画、過疎計画から計上した計画終了後、17

年度以降については、残事業から見込額を計上いたしました。

このように、平成15年度から10年度、いわゆる10年間までの財政見通しを作成いたしました。町の指針である総合計画、過疎計画については、最大限に尊重いたして、そして、事業のカットは行わず、実施スピードの変化で財政の収支バランスをとっております。詳細については、合併検討特別委員会で私は詳しくお話を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

ここに、長期見通しの財政と、財政の見通しということで、15年度から24年度まで策定しておりますので、先ほど申しましたように、委員会のところで説明を申し上げたいと存じますので、大変長くなりましたけれども、そういう報告をさせていただきたいと、答弁にさせていただきたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 耳で今ずっと数字を聞いても、なかなか入ってこないものから、後ほど、資料提出していただけるなら幸いかと思います。

さらには、そういった財政の見通し等についても、やはり住民の方にお知らせして、判断材料の大きな要因となるかと思えますので、お願いしたいと思えます。

いわゆる単独か、合併か、その選択できる期間というのは、もうやがてタイムリミットではなかろうかと考えております。最終的なタイムリミットとして、いつごろを考えておられるのか、さらには、住民の総意で決定するのは理解できるとしても、私達は選挙によって選ばれた人間でございます。町長しかり、議員しかり、やはりその立場立場に立った指導的、指導的といいますと語弊がありますが、リーダーシップを発揮できるような立場における関係上、議員としての合併か、単独かに対する考え、町長としての考えというのをやはり十分論議し、たたき合わせる必要があろうかと思えますけれども、その2点、合わせてタイムリミットと、その議論ですね、住民の総意の前にやはりそういう真剣な議論というのは一度議会の立場として、町長の立場としての意見というのを出すべきかどうか、そのへんあたりをお答え願いたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今、この問題を論議しております。いわゆるお互いに一般質問として、これをたたき台にして、そして、12月までには何としてでも各地域を回ると、私は考えておるところでございます。その前に、特別委員会の皆さんと相談をするということでございますので、その点をお含み置きいただいております、私としては、12月までには何としてでも各地域を先ほど申しました区割にするか、駐

在にするか、いろいろと検討してやりたいと思っております。来年は言われるとおりに、暫定予算でございますので、暫定予算までには安心した住民の皆様の指針が固まるようにもしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 回数が1回多くなりますけども、12月ごろまで、具体的に、いつぐらいまでには答えを出すべきではなからうかというのがありますけども、それは12月でよろしいんですかね。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今、申しましたように、特別委員会がございますので、私といたしましては、特別委員会とともに、期日を決めたいと考えておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 単独か合併か、これは本当は難しい話です。やはり、将来をじっくりと見据えるためにも、現状を十分把握しないことには、なかなか結論は出せないものと思っております。

冒頭、貴乃花の話をしましたけども、やはり貴乃花は角界の横綱としてのリーダーシップを発揮しておると、いるだけで存在感があると、やはり住民の皆様を同じ土俵の上に上げて、行司さんは軍配を揚げる、そして、首長である町長は、さい配を振る、そして、その軍配を交わすのが議長であり、我々議会ではなからうかと、最終判断はやはりこの議会の場で下すべきだと思います。民意を反映させるがためにも、町長に精一杯さい配を振るっていただければ、すばらしいアイデアも出てくるだろうし、そういった議論を踏まえて、最終的に議会で町村合併に対しては、軍配を揚げたいと、そういうふう考えております。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） ただいま、11時15分になろうとしております。30分から再開したいと思います。

-----○-----
休憩 午前11時13分
再開 午前11時30分
-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、一般質問を執り行います。

6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） 6番 相馬でございます。

中心市街地の活性化基本計画について、2、3質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

中心市街地の衰退は、単に商業振興の問題に止まらず、町全体の問題でもあり、特に、高齢化社会や環境問題とともに、地方分権における独自性のあるまちづくりの必要性からも作成されたものと思いますが、近年、規制緩和により、大型店の出店の自由化が大前提となり、この結果、中小小売業を新たな競争に巻き込み、地引き網のようにごっそりと客を取られ、町としての魅力やにぎわいを急速に失い、景観のみでなく、伝統や文化などが集積し、町の顔でもあった古くからの商店街が櫛が欠けるように、店舗がまばらになり、このような商店街の衰退は、高齢者や身体が不自由な人々にとって、買い物の便利さがなく、暮らしにくい環境を生み出しています。

市街地の改善と商業などの活性化への一体的取り組みから、中心市街地活性化法が施行され、この法の下、各地で中心市街地の活性化計画が市町村指導で策定され、2002年5月現在で、すでに517地区でその策定を終わっていますが、計画はあってもにぎわいや活気が戻った中心市街地を探すことは容易ではありません。

このように厳しい現実はどこに起因するのか、1つは、策定、手法、過程や内容などに工夫や努力の跡を見出せない計画があまりに多いことでもあります。住民の意見を聞きながらの町のあり方を計画する例は稀であります。今一つは、自分達の代までで店を開いていけばよいとする、消極的な営業姿勢の商店が多々見受けられ、すなわち、対象区域に営業意欲のある商店がどれほどあるか、策定作業に入る前にはっきりと把握していない安易な計画づくりの姿勢が根本的な問題でもあります。

こうした現実を直視し、商店街の空洞化、衰退にいかに取り組んでいくか、まず、町長に基本的小お考えをお伺いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 6番議員さんの中心市街地活性化基本計画に関する考え方の事

項について、説明をさせていただきます。

当地域、いわゆる今、おっしゃったところの場所につきましては、南阿蘇の産業・経済・文化の中心として機能を果たしてまいりました。しかしながら、近年のモーターゼーション化といえますか、その進展とともに、官公庁の統廃合や移転、また、国道バイパスの開通、さらには、大型ショッピングセンターの出店などにより、商業力の衰退は本当に低迷が表面化しております。ご案内のとおりでございます。よりこういうことから、市街地における歩行者や自動車の交通量が減少し、バイパスへの移行が顕著に現れ、市街地における空洞化が進んでまいりました。

このような状況を踏まえまして、昨年の7月から中心市街地の活性化のための計画づくりに着手しました。ご案内のとおりであろうかと存じます。手法といたしましては、ワークショップ、先ほどもおっしゃいましたように、住民の声、底辺からすくい上げると、底辺の皆さん方の意見を聞くというような方式を取り入れてまいりました。住民の声が直接反映できる形で進めてまいったということでございます。これには、延べ1,000名の方々が文字通り手弁当で参加されております。改めて、深く感謝を申し上げなければならないと思っておるところでございます。また、感謝を申し上げます。

それとは別に、商工業等を初めといたしまして、11団体、89名、いわゆる90名の方々から中心部のまちづくりについてのヒヤリングも行いました。貴重なご意見をいただいております。このような経過を経て、本年8月、計画書を提出いただきました。ご案内のとおり風と森というような冊子でございます。この計画は、自らの町は自分達でつくと、自分達の町は自分達でつくらなければいけないぞと、その強い観点から、まちづくりに自ら加わって、関わってこうと、参加することも意義があるし、また、それを動かすことも意義があるということで、積極的な姿勢が現れておると、私は考えております。

この計画、住民の声、南阿蘇の雄都高森、1番議員さんの時にも申しましたように、私達の町は、30年に合併はしておりますけれども、さらに飛躍する町であると考えておるところでございます。

しかしながら、雄都高森町の再生を図るにはどうすればいいかという計画を位置付けて、議会とも十二分にご相談をしながら、積極的に進めてまいりたいと、このように考えております。

また、8月には、活性化のための自主グループ「風と森の会」が結成されました。すでに数回にわたり協議をされていると聞き及んでおります。感心する至りで

ございます。この計画づくりに携わっておられた方々の熱い思いを私は真摯に受け止めて、町長としての責務でもあると、受け止めることは、私の責務でもあると、強く感じておるところでございます。

まちづくりは待ったなしと、そのように私は考えております。一日も早い高森の再生に着手しなければならないと考えておるところでございます。

今後とも、皆様と十分な協議を重ねてまいり、この計画を実行に移してまいりたいと考えております。

計画につきましての私の基本的な考えを述べさせていただきましたが、各議員のご指導、ご助言、あるいはご協力を切にお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） ありがとうございます。

住民の声を聞きながら、南阿蘇の雄都としてのまちづくりをやりたいということでございます。昨年から計画、ずっとされておりますけれども、計画に関する経過について、課長の方から説明方をお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） それでは、自席から説明させていただきます。

まず、計画策定に関する経過でございますが、昨年6月5日に策定委員さんの推薦ということで、各種団体の方に推薦依頼を行っております。次に、6月23日に、ワーキングメンバーの公募を行い、7月13日に策定委員さん、ワーキング委員のメンバーの委嘱状を交付しております。その後、7月16日から7月21日まで、各種団体、先ほど町長が申しましたが、11団体にヒヤリングを行っております。その内容としましては、中心部についての問題認識、まちづくりへの期待、これは要望でありますとか、アイデアでありますとかについてのヒヤリングでございます。また、自分達でできることは何かということについてもそういった内容のヒヤリングを実施しております。次に、7月21日に、第3回ワーキング会議を開いております。これは、直接歩きまして、一つは町の魅力を再発見するというような調査を行いまして、町を歩き、大切にしたい宝、磨き上げたい宝を探すということで、再発見地図を作成しております。同時に、自慢の一品調査ということで、各商店を回り、店舗の自慢の一品を調査いたしまして、一品台帳及びマップ作成しております。

次に、13年11月23日、これは、実験イベントということで、ぷー珍祭とい

う名称でイベントを行いました。この狙いとしましては、中心部のことをよく知ってもらい、こんなこともあるかと中心部を見直してもらい、あと、感想、アイデアを出してもらいということ、これには約1,000人の方が参加されております。内容としましては、町中のウォークラリー、クイズ、フリーマーケット等を実施しております。

次に、今年の5月28日ですけれども、11回の策定委員会と、第18回のワーキング会議を開いております。それで、6月25日に、策定委員さんとワーキングメンバーの方に対しての最初の確認の意味も含めまして、最終報告会を開いております。策定委員会が全体で12回開催しております。併せましてワーキング会議が18回、それと、実験イベントふー珍祭につきましては約1,000名の方が参加されまして、参加者の方の割合は町内の方が約6割、県内が2割、県外が2割でございました。うち女性が6割ということでした。

次に、事務担当としまして、一応この事業を進めます関係で補助金等の財源を獲得したいということで、経済産業省との協議を行ってまいりました。まず、本年の7月10日に、地域文化整備事業ということで、これは、過疎計画に基づきました事業を事業名として補助に上げておりますので、そういった形で設計調査事業の補助を要望しております。次に、7月26日、15、16年度の補助について要望書を出しております。次に、7月29日、国に対しまして市街地活性化の基本計画を提出しております。この基本計画がこの補助の前提となりますことから、そういった事務手続きをとっております。

14年9月4日、九州経済産業局の方から14年度事業として、15、16で行う計画でございました施設整備を前倒しで実施できないかと、4億4,000万円余りですけれども、そういうお話がありましたけれども、私の方からは今年高森中学校の改築等の事業があり、財政的に現段階で建築事業に取り組める財政状況ではないということで、これにつきましては、折角の話でしたけれども、お断りをしております。

次に、9月13日でございますけれども、14年度の、今年設計調査分につきましては、国の予算が付きますということの話をいただいております。

次に、先ほどの町長のお話にもありましたけど、活性化グループ、これはワーキンググループが発展的に解散し新たに組織した自主的な活動グループでございますけれども、これが8月1日に結成されております。名称は「風と森の会」ということとございまして、会の目的は、住民主体によるまちづくりを進め、中心市街地活

性化の推進を図るとともに、広く高森町における将来のまちづくりについて、考え、行動することによって、地域の発展に寄与することを目的とするという目的を持たれまして結成されております。現在、会員の方は41名でございます。その中には、前回のワーキングのメンバーで参加されていなかった方も数名あつて含まれております。これは、部会が4部会構成ということで、食の町をつくる会、商いを輝かせる会、街並み・環境づくりを行う会、イベント等ソフト活動を推進する会という4つの部会に分かれております。

以上が現在までの経過でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） ありがとうございます。

住民の方々、それから策定委員さん、実働部隊となります「風と森の会」41名おられますけれども、その方々と一緒になって、大変立派な中心市街地活性化基本計画案というものが策定されていますけれども、何を申しまして、拠点としての産交跡地ですか、跡地の利用というものが、非常に大変重要になってくると思えますけれども、産交跡地の計画について、町長さんの方から具体的にお話をお伺いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 拠点の位置付けということであろうかと存じますけれども、活性化のシンボルとしての位置付け、これをワークの皆さん方、また、私といたしましても、今年の冒頭に町民の町民による町民の施設づくりというようなことで、ごあいさつも申し上げておるとおりでございます。まず、人が集まるというようなこと、さらには、商業が活性化すると、また、人が喜び活性化すると、また、町が活性化すると、その拠点をつくったこと、また、皆さん方が心を寄せ合ったことによって、その地域が拠点としての発信基地になるならばなと考えておるところでございます。私はそのような皆さん方が拠点の位置付けをしてくれたということで、大変うれしく存じておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） シンボル、人が集まる、商業の活性化のためにつくりたいということでございますけれども、今回の補正予算に地域文化振興整備事業調査設計委託料として2,182万円上げてありますけれども、調査費、調査委託設計ですね、このことから考えますと、かなりの施設になると思います。4億か5億ぐらい

の施設になると思いますけれども、このことについて、具体的にひとつちょっと説明をお願いします。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 今、議員さんおっしゃいましたように、今回は設計の委託料、それと、そのための経費、それと、地質調査をお願いしているところですけども、今後の進み方といたしましては、先ほども説明いたしましたように、ワーキングが発展いたしました現在の「風の森の会」、そのグループの方とも十分協議していますし、また、議会の方にもお諮りしながら、今1からもう一度建て直す形で進めていきたいと思っております。ですから、この計画書にABC出ておりますけども、こういったこれはあくまでもいろいろな要望が出た時点で、そういった要望をすべて入れると、こういった拠点施設が考えられますということですけども、今回、お願いしている分につきましては、それを一遍にやるということはなかなか難しい面もございます。実際、ここ一応10年ぐらいの計画でこの計画つくっておりますけども、その中で、そういったグループが活動していく中で、やはりどうしても必要だというような部分については、それはまた別個に年次で考えればいいというふうに考えておりますので、今回は、あくまでも拠点部分の施設ということで、そういった今までのグループの意見等も含めまして、よく十分に協議を重ねながら、議会にお諮りをしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） ちょっとわかりにくかったんですけども、要するに、文化施設センターみたいな箱物をつくるということは今のところは考えていないということですか。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 今回の予算で出しております分は、拠点施設、全体を含めました上の段ですね、平田医院側、あの部分の施設の整備と下の段の広場の整備ということを考えておりまして、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） ありがとうございます。上の段の方に施設をつくるということですね。やはり、この設計委託料から考えますと、4億か5億ぐらいの施設をつくるということだと思います。今、産交跡地に、そのような施設が必要とは思いません。現在、あるバスターミナル機能とか、出張所についてはそのまま残し、ほか

の場所については、多くの人が集まる、安らぎの与える場所とか、としての公園化、また、イベント的な施行活動の場としてのイベント広場とか、そういうことをつくりたいということであれば、賛同できますけれども、建物を建ててしまえば、逆に跡地そのものが死んでしまうような気がします。

現在、トロッコ列車で高森駅から湧水トンネル、湧水トンネルから産交跡地の公園に行ってみたいなというような感じのする公園化をつくる方は私は産交跡地としての商店街の活性化にもつながる跡地利用の方法だと思うわけでございますけれども、町長さん、いかがでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今の公園というようなことでございますけれども、ここに先ほども申しましたように、1,000名以上の方々が一生涯この町を活性化するためには、拠点施設が必要だよと、そして、私も申しましたように、1,000名の要約を真摯に認めなくてはならないと、このように考えておるところでございます。

よって、拠点をもって、そしてやるということでございますので、私といたしましては、そのように真摯に受け止めておるということで、ご答弁させていただきます。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） 要は、商店街の活性化のための産交跡地という利用法を考えていただきたいと思うわけでございます。産交跡地に人の流れが集まるように、そういうことで、公園化あたりをいかがでしょうかということをお願いしたわけでございますけれども、これだけの4億か5億ぐらいの施設を上段につくられますと、かなり維持費というものがいると思います。1,500万円ぐらい、年間にですね、いるのではなかろうかと思うわけでございます。非常に財政的な厳しい折り、今朝の新聞にも載っておりましたけれども、国の借金というものが627兆円、過去最高だと載っておりましたけれども、こういうことでありますと、いよいよ地方交付税あたりもかなりカットされてくるわけでございます。そういうことでございますから、財政的なことも考えますと、まだまだ産交跡地に施設を建設するということは、時期尚早だとも思うわけでございます。この点につきましては、再度、執行部の方で検討方をお願いをいたしたいと思っております。

最後に、中心市街地や産交跡地、その他の公園とどう結びつけ、商店街の活性化につなげていくかということをお尋ねいたします。

先ほど、経過報告の中にありましたけれども、昨年11月23日、実験イベントを開催されております。この実験イベントについていろんなアンケートあたりをとられておりますけれども、そのアンケートの中に、アンケートの一つですが、「町の魅力について」ということで尋ねてありますけれども、その中に、アンケートを出された一つの意見ですけれども、町外の方が町中を歩き回れるようなポイントとしての仕掛け、今あるものをもう少し付加価値を付けてインパクトのある賞品や景勝をつくるべき。立ち止まってみる、寄ることのできる工夫を。それから温泉館、湧水館、町中をつなぐことによって、整備すればもっともって魅力は引き出せるということでございます。いかにして、湧水トンネルのお客さん方を町中に引き込み、そこから商業振興を図っていくかということも大事ではなからうかと思うわけでございますけれども、現在、高森駅から湧水館に向けてつながる道路として整備されておりますけれども、この計画の中にも入っておりますけれども、吉田屋さんの方から湧水館の方に行く計画がされておりますね。吉田さんのところが変則的にかくかくになっておりまして、非常に町民の方々からの評判も悪いわけでございますけれども、あそこの隣にJTの土地がありますし、そのへんの協力を願いながら、歩道のついた立派な道路整備をしていくということも大事ではなからうかと思うわけでございますけれども、町長さん、いかがでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 町中と湧水トンネルの公園の連携というものについて、今、中山川、あそこにも橋を架けさせていただいて、そして駅から湧水トンネルまでがひとつ歩いていかなくちや、あるいは、場合によっては車でも行っていただくというような考えをもって、あの流れを、いわゆる高森町に122万人ぐらいの今お客が入り込んでおられますけれども、その流れを中心市街地にどう流していくか、そういう点において、やはり市街地に併設する湧水トンネルとその町中、これをいかにがっちり組み合わせるかということについては、やはり拠点施設が私は必要であると、ワークショップの皆さんは考えられたと考えておるところでございます。中心部へ引っ込んで、入り込み客をその高森町の良さ、あるいは歴史伝統文化というようなことについての勉強をする点と線とがあろうかと思っておりますけれども、今、空洞化されている古い山、これについても、やはり今、湧水トンネルとの関係、これについても、十二分に自らの考え方でこの方達考えておっていただくというようなことで提案をされておりますし、やはり拠点をもって初めて高森町の将来像が私はしっかりと根付いてくるんじゃないかと、そういうふうにして考えて、今、横町の方

への道づくり、それからおっしゃいますように、小学校に今、駐車場をお借りしております。そういうことじゃなくて、やはりその場所に車が置かれて、そして、流れが変わるように考えていかなければならないと、いつも皆さんとともにお話しておりますあの財源を生む湧水公園、それに町中の遊歩、また水を中心にした昔ながらの水辺等々にいろいろな考えをもってやられておるわけでございますけれども、それについての拠点は私は必要であるなど、自らの考えられてきているとおるところでございます。入り込み客を何としてでも駅から湧水館、湧水館からまた駅、そして町の流れに変えさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

さらに、金光さんの前の方にも一つ道をつくらせていただくなばなということ、今、作業道を通じて、拡幅、あるいは整備というようなものについても考えておるところでございます。全体を考えて初めて、私は旧市街地活性化を活性化しなきゃならんと、このように考えておるところでございます。

大変わかりにくかったかと思えますけれども、そういうような視点をもって進めているところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） ありがとうございます。

いろんなことから町中にいかに人の流れを引き込むかということで、道路整備をされるということでございます。再度、町長さんにお尋ねしますけれども、先ほど申しました旧吉田屋さんの下の変則的な道路じゃなくして、JTの土地にお願いして、きれいな道にできないものかと思うわけでございますので、いかがでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 最初、岩下健治建設課長の時だったと思いますけれども、あそこを何としてでもあけたいということで、いわゆる危機管理道路ということで、町営住宅の方々の狭い道路、そしてそこから向こうにあけることによって、湧水と水を連携して初めて旭通、あるいは中川原団地までこれは引けるぞということで、JTにお願いに行ったわけでございます。ようやくして、あの道路をあけていただいたと、それで実際は真ん中がほしかったわけでございますけれども、あの場所は、矢部、清和、それから高森、一部が煙草収納所であるということで、その場を拡張できないと、拡大した売り方はできないというようなお断りがあったわけでござ

ざいます。そしてまたさらに、高森におきましても、タバコがとても主産業のようになっておりますので、収納場所として、今お願いを再三再四しております。また、駅からの来るところの来年度には、もう少し拡幅をいたします。そして、町営住宅の下町B団地、これを拡幅し、そして、警察庁、あるいは、裁判所のところのあの電柱1本、これも何とかしなければあの道を通ることができないなど考えておるところでございますけれども、JTにおいて、もう一度足を運んで、また、相馬議員におかれましても、タバコ耕作の方からもひとつつながりがございますので、また、建設経済委員長ということで、ひとつご協力のほど、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君。

○6番（相馬俊行君） ありがとうございます。

もう一度、JTの方に足を運びたいということでございますので、よろしくお願いをいたします。

本町は、南阿蘇地域で唯一の商店街が形成されているなど、商業機能をはじめ、観光・産業・文化機能の面についても、南阿蘇の中心としての役割を担っていく必要があり、風と森の計画が住民参加のもと、にぎわいや活気のある商店街になることを期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（児玉國廣君） 6番 相馬俊行君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後12時07分

9 月 2 7 日 (金)

(第 4 日)

平成14年第3回高森町議会定例会（第4号）

平成14年9月27日

午前10時15分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 発議第2号 高森町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 楢 見 誓 香 君
10 番	佐 伯 金 也 君	11 番	杉 永 竹 範 君
12 番	甲 斐 裁 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

9 番 古 澤 豊 喜 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 兼 草 部 出 張 所 長	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君

収入役室長	岩下健治君	教委事務局長	山村将護君
監査事務局長	阿南哲也君	農業委員会事務局長	村嶋兵志郎君
行政係長	甲斐敏文君	財政係長	河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	色見隆夫君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時15分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 発議第2号 高森町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（児玉國廣君） 日程第2 発議第2号、高森町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。本件について、趣旨説明を求めます。4番 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） おはようございます。4番 甲斐正一です。

高森町議会会議規則の一部を改正する規則に対しまして、趣旨説明を行います。

地方自治法の改正により、議員派遣が法制化されました。このことに伴いまして、本町議会におきましても、会議規則の一部を改正するものであります。

併せまして、会議録の取り扱いについてを明確にするため、事項を別紙のとおり追加するものであります。この内容を十分ご理解の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。趣旨説明といたします。

終わります。

○議長（児玉國廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号、高森町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号、高森町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

- 議長（児玉國廣君） 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

閉会中の継続審査について

- 議長（児玉國廣君） 閉会中の継続審査については、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

- 総務常任委員長（藤本正一君） 6月定例会におきまして継続審議といたしました議案第36号、高森町上在集会所設置条例の制定についてでございます。

9月12日の日に午前9時から第3・第4委員会室におきまして、総務常任委員全員出席のもと、総務課長、担当係長さんに出席を求め、慎重審議をいたしたところでございます。

その会議中に、上在地区の囑託委員さんをはじめ、6名の方が過去の陳情書提出に至った経緯についての説明をしたいという旨の申し出がございました。議員全員賛成のもと、同席を求め、地元の意向を確認したところでございます。

地元の意見といたしまして、陳情書の内容について、再度検討の必要があり、今回の決定は先送りしてほしいとの強い要望がございましたものですから、このことを踏まえ、委員会におきましては、地元の意見も十分配慮し、また審議の必要があるのではなかろうかと結論に達し、引き続き、継続審議になったわけでございます。

先ほど、別室におきまして、議長さんからもっと真剣に論議してほしいという意見の旨ございましたけれども、再度、継続審議といたしました。よろしく願いいたします。

ご報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、継続審査案件については、委員長報告のとおり決定されました。

-----○-----

議案第50号 高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第50号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第50号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告を申し上げます。

9月24日午前10時より委員会室におきまして、総務常任委員全員と税務課長、課長補佐及び担当係長出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第51号 高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 議長（児玉國廣君） 議案第51号、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

- 総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第51号、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告を申し上げます。

9月24日午前10時より第3・第4委員会室におきまして、総務常任委員全員と税務課長、課長補佐並びに係長出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第52号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（児玉國廣君） 議案第52号、平成14年度高森町一般会計補正予算について

は、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第52号、平成14年度高森町一般会計補正予算についての審査の結果をご報告申し上げます。

9月24日及び26日、2日間にわたり、第3・第4委員会室おきまして、総務常任委員全員と各担当課長、課長補佐並びに担当係長出席のもと、それぞれ詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、原案のとおり可とすることに決しました。

その中で、地域づくり対策事業につきましては、中心市街地の活性化計画が策定委員をはじめ、ワーキングメンバーの方々の熱心なる検討のもと、作成されたことに対し、深く敬意を表しているところでございます。

しかしながら、活性化の拠点施設として、計画予定の産交跡地、旧高森保育園跡地につきましては、設置しております特に旧乙津屋さんの敷地交渉などをはじめ、まだ条件が整備されていないことから、さらに、十分な審議を必要とするため、執行を凍結することに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第52号、平成14年度高森町一般会計補正予算についてご報告を申し上げます。

9月24日午前10時から午後2時まで、第1委員会室において、古澤委員病欠、ほか4名出席のもと、住民生活課・保健福祉課・教育委員会・関係各課長及び各係長、教育長、事務局長、各係長の出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり、全員異議なく可とすることに決しました。

協議事項といたしまして、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金については、南阿蘇霊照苑について、現在までの経緯及び予定について説明があり、今後、阿蘇広域行政事務組合及び広域議会において協議決定される旨の説明があったところでございます。

また、教育委員会関係では、統合小学校関係補正、学校管理費、小学校費負担金補助及び交付金について、上色見小・色見小・高森小に100万円の助成は、廃校式のみ助成ではなく、廃校までの準備金、児童の交流事業費及び各校区の跡地利用計画等を含んだ地域活性化費の助成である旨の説明がありましたことをご報告し、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 6番 相馬でございます。

建設経済常任委員会に付託されました議案第52号、平成14年度高森町一般会計補正予算について、報告をいたします。

9月24日午前10時から午後3時まで、庁議室におきまして、建設課長及び係長2名、農林振興課長及び係長3名、農業委員会事務局長及び係長、水資源対策課長及び係長にそれぞれ出席を求め、甲斐廣國委員欠席のもと、慎重審議の結果、出席委員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

なお、総括質疑の中で出されました生コンクリート問題の調査結果が監査委員に提出されていると思いますが、その際に、建設経済常任委員会にも調査結果について報告されたい旨の意見が出されました。また、農林振興課長より全国農業新聞購読料の未納についての経過及び結果説明を受けました。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号、平成14年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第53号 平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第53号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第53号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についての審議の結果をご報告申し上げます。

9月24日午前10時より、第3・第4委員会室におきまして、総務常任委員会全員と税務課長、課長補佐及び担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第54号 平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第54号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第54号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算についてご報告を申し上げます。

9月24日10時より第1委員会室におきまして、委員長、副委員長、甲斐 裁委員、児玉委員出席のもと、課長、課長補佐、係長の説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第55号 平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（児玉國廣君） 議案第55号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。

- 建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第55号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、報告をいたします。

9月24日午前10時から午後3時まで、庁議室におきまして、水資源対策課長及び係長に出席を求め、甲斐廣國委員欠席のもと、慎重審議の結果、出席委員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第56号 平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第56号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第56号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、報告をいたします。

9月24日午前10時から午後3時まで、庁議室におきまして、水資源対策課長及び係長に出席を求め、甲斐廣國委員欠席のもと、慎重審議の結果、出席委員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号、平成14年度高

森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第57号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（児玉國廣君） 議案第57号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第57号、辺地に係る公共的施設の整備計画について、審議の結果をご報告を申し上げます。

9月24日午後1時30分より、第3・第4委員会室におきまして、総務常任委員会全員と企画課長並びに担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

認定第1号 平成13年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（児玉國廣君） 認定第1号、平成13年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会並びに企業誘致特別委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成

13年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、審議の結果を報告を申し上げます。

9月24日午前10時より及び午後1時より、第3・第4委員会室おきまして、総務常任委員全員と各関係課、所、室、局長並びに係長の出席のもとに、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

なお、総務課長から補助金等の見直しを検討する委員会を設置する旨、報告がなされました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成13年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、ご報告申し上げます。

9月24日午前10時から午後2時まで、第1委員会室におきまして、古澤委員 病欠、ほかの委員出席もと、関係各課長、課長補佐、各係長、教育長、事務局長、各係長の説明を受け、慎重に審議した結果、原案のとおり認定することに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成13年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、報告をいたします。

9月24日午前10時から午後3時まで、庁議室におきまして、建設課長及び係長2名、農林振興課長及び係長3名、農業委員会事務局長及び係長、水資源対策課長及び係長それぞれ出席を求め、甲斐廣國委員欠席のもと、慎重審議の結果、出席委員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 企業誘致特別副委員長 佐楯見誓香君。

○企業誘致特別副委員長（佐楯見誓香君） 企業誘致特別委員会に付託されました認定第1号、平成13年度高森町一般会計決算書の承認については、平成14年9月26日、委員会室において、急病により委員長欠席されたため、委員長を除く委員出席のもと、担当係長からの説明を受け、全員一致で承認することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（児玉國廣君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長報告のとおり認定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号、平成13年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

○議長（児玉國廣君） 日程第3 特別委員長報告についてを議題といたします。

企業誘致特別副委員長の報告を求めます。企業誘致特別副委員長 佐楢見誓香君。

○企業誘致特別副委員長（佐楢見誓香君） 企業誘致としては、特に何もしておりません。今後、青山製作所のゴルフコンペ等が予定されております。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 藤本正一君。

○交通総合対策特別委員長（藤本正一君） 交通総合対策特別委員会における協議内容についてご報告を申し上げます。

平成14年6月20日午前11時から、第3・第4委員会室におきまして、委員4名、総務課長、建設課長、保健福祉課長、保健福祉課長補佐、教育長、教育委員会事務局長、事務局長次長、企画観光課長、企画係長及び担当者の出席のもと、14年度第3回委員会を開催をいたしたところでございます。

議題の中心は、10月から予定されております福祉バスの運行回数の変更に伴うものでありまして、先の9月6日の日に引き続き協議をいたしたところでござい

す。

なお、今回の福祉バスの運行に伴います確認書を取り交わしております産交観光バス株式会社の申し入れによりまして、大竹代表取締役社長並びに村田常務の同席をいただき、意見交換を行いました。

初めに、産交観光バスの大竹社長からバスの運行における現状と問題点につきまして報告がなされました。福祉バスの週2回運行に伴う乗合バスの利用者の減少は明らかなものであり、県補助金等の削減や町財政に与える影響も大きく、また、高森営業所の存続にも関わる重要な問題であるという認識から、1回の運行に改めてもらいたいとの要望がございました。

しかしながら、運行回数の増便は住民の強い要望に基づくものでありまして、計画どおり10月から2回の運行をご理解をいただくようお願いをいたしたところでございます。

また、本年4月1日より取り交わしております確認書につきましても、変更することをご理解をお願いをし、ご理解をいただきました。

停留所につきましても、路線バス・スクールバスとともに共同利用ができるように両方合意をいたしました。

その他、平成15年4月から3校統合によりますスクールバスの停留所につきましても、教育委員会において、早急に調査し、決定するよう要望いたしました。

さらに、路線バス・福祉バス・スクールバス等の運行見直しを行い、平成15年4月以降の運行計画書を作成するよう、重ねて各関係各課に要望もいたしました。

路線バスは、住民や観光客などのために、公共機関としての大きな役割を担っておりますことから、その維持に関しまして、出席者全員で再確認いたしました。今後、関係機関との十分なる協議、連絡調整を行い、充実した交通対策が図られますよう期待いたしまして、報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 佐楯見誓香君。

○議会広報特別委員長（佐楯見誓香君） 議会広報特別委員会の活動状況を報告いたします。

平成14年7月5日午前10時より、全員、第4委員会室で、「きずな」第11号に関する第1回広報委員会を開いております。内容としましては、企画・原稿分担。

続いて、7月12日午前10時より、全員、第4委員会室、「きずな」第11号

に関する第2回広報委員会、内容としましては、原稿締切、読み合わせ、レイアウトとなっております。

平成14年8月8日午後3時より、欠席3名、第4委員会室、「きずな」第11号に関する第3回広報委員会、内容としましては、レイアウト・校正。

同じく8月12日午前10時より、第4委員会室、「きずな」第11号に関する第4回広報委員会、内容としましては、最終校正・印刷・発注となっております。

よって、8月20日、「きずな」第11号発行となっております。

以上のとおり報告いたします。

○議長（児玉國廣君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次期議会運営につきましては議会運営委員会に、また企業誘致につきましては企業誘致特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併についての検討を町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・企業誘致特別委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 会議を閉じます。

平成14年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成14年第3回定例会

平成14年9月発行

発行人 高森町議会議長 児玉國廣
編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫
作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676)2-1111